# 出席議員(18名)

1番	平 間	幸弘	君	2番	桜	場	政	行	君
3番	吉 田	和 夫	君	4番	秋	本	好	則	君
5番	斎 藤	義 勝	君	6番	平	間	奈絲	者美	君
7番	佐々木	裕 子	君	8番	髙	橋	たい	子	君
9番	安 部	俊 三	君	10番	佐人	木		守	君
11番	広 沢	真	君	12番	有	賀	光	子	君
13番	水 戸	義 裕	君	14番	舟	山		彰	君
15番	白 内	恵美子	君	16番	我	妻	弘	国	君
17番	星	吉 郎	君	18番	加	藤	克	明	君

## 欠席議員 (なし)

# 説明のため出席した者

# 町 長 部 局

X 117 /113						
町	長	滝	П		茂	君
会 計 管 理	者	笠	松	洋	<u> </u>	君
総 務 課	長	水	戸	敏	見	君
まちづくり政策課	平	間	忠	_	君	
財 政 課	長	武	Щ	昭	彦	君
税 務 課	長	関	場	孝	夫	君
町民環境課	長	鎌	田	和	夫	君
健康推進課	長	宮	城	利	郎	君
福 祉 課	長	鈴	木		仁	君
子ども家庭課	長	長名	11(4		敏	君
農 政 課 長 農業委員会事務局		大	場	勝	郎	君
商工観光課	長	斎	藤	英	泰	君

都市建設課長 加藤秀典 上下水道課長 平間広道 君 槻木事務所長 半 沢 美智子 君 危機管理監 小 玉 敏 君 地域再生対策監 相原光男 君 公共工事検査監 桑島康明 君 税収納対策監 奥山秀一 君 公共施設管理監 畑 山 義 彦

## 教育委員会部局

 教育総務課長
 船迫邦則 君

 教育総務課長
 伊藤良昭 君

 生涯学習課長
 相原健一 君

その他の部局

代表監查委員 中山政喜 君

#### 事務局職員出席者

 議会事務局長
 平間雅博

 主任主査
 太田健博

### 議 事 日 程 (第2号)

平成27年3月10日(火曜日) 午前9時30分 開 議

#### 第1 会議録署名議員の指名

### 第2 一般質問

- (1) 水 戸 義 裕 議員
- (2) 佐々木 守 議員
- (3) 安 部 俊 三 議員
- (4) 秋 本 好 則 議員
- (5) 有 賀 光 子 議員
- (6) 広沢 真議員

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長(加藤克明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(加藤克明君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番斎藤義勝君、 6番平間奈緒美さんを指名いたします。

### 日程第2 一般質問

○議長(加藤克明君) 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

13番水戸義裕君、質問席において質問してください。

[13番 水戸義裕君 登壇]

O13番(水戸義裕君) おはようございます。13番水戸義裕です。

大綱1点について質問いたします。

#### 本町財政を伺う。

本町の財政状況は、平成19年の財政再建時から見ると好転しています。しかし、財政健全化 判断比率を見ると決して楽観できる状況ではないと思います。そこで、その認識と見解をお聞 きします。

1) 現在、本町には一般会計において財政調整基金を初め13種類の基金があります。平成25年度の決算では、約16億7,000万円の残高があると報告されています。この各種基金は、拘束力が強く、使い道が限定されるものと考えます。この各種基金の積立額やその終了時期など、その運用についてお聞きします。

- 2) 中期・長期それぞれの財政見通しをお聞きします。
- 3) 毎年の予算編成時における公債費低減の方針についてお聞きします。以上です。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

「町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) 水戸義裕議員の本町財政について3点ほどございました。

1点目、現在、一般会計では13の基金を設置しており、今議会で提案しております3月補正後の積立金額を説明いたしますと、特定の目的のために資金を積み立てている基金としては次の11の基金がございます。1つが21世紀の田園文化創造基金が527万円、防災基金が83万7,000円、スポーツ振興基金が1億68万9,000円、科学学習振興基金が504万円、図書館建設基金が6,058万9,000円、さくら基金が409万1,000円、学校教育施設整備基金が1,564万2,000円、ふるさと応援基金が57万5,000円、特色のある教育活動支援基金50万4,000円、学校給食センター建設等整備基金が3,000万円となっております。また、定額運用基金として高額療養貸付基金が500万円となっております。これに、町の貯金と言われる基金2つの合計が13億2,989万7,000円となっており、内訳として財政調整基金が11億2,986万6,000円、町債等管理基金2億3万円となっております。この全ての一般会計分の基金の合計は15億5,813万6,000円となっております。

基金の終了期限についてですが、特定の目的で設置している基金については、その目的が完了または目的がなくなった場合に終了となります。基金の運用については、元金保証の定期預金及び国債等で適正に管理しています。

2点目、中期・長期的財政見通しについてお答えいたします。

町の財政の見通しは、安定した収入が見込まれる町民税や固定資産税などの町税、平成29年4月に増税は延期されましたが、地方消費税交付金などの収入、また今後支出額が明確な公債費などの支出はある程度予測が可能でございます。しかし、他の歳入及び歳出の項目については人口減少問題に対する国の地方創生への取り組み、税法の改正、国で発表される地方財政計画等、外的要因に強く影響されます。そのため、町単独で例えば1年先の財政を見通すこともかなり難しい状況であり、ましてや中長期的な財政見通しを見きわめることは極めて困難な財政構造となっております。今後、これまで以上に人口減少、少子高齢化の進行により中長期的にはかなり厳しい財政運営を強いられると見られることから、身の丈に合った財政運営を心がけるとともに、税制改正や地方交付税の推移を注視しながら、財政運営を図ってまいります。

3点目、予算編成時の公債費低減の方針についてお答えいたします。

毎年の起債発行額は、将来の公債費として財政運営に大きな影響を与えます。平成19年、20年の財政再建の発端となったのは、それ以前の過大な起債発行に伴う公債費の支払いが約17億円余りとなったことが大きな要因の一つであったことは間違いありません。また、ここ二、三年は大型プロジェクトが重なり、一時的に起債発行額が多くなっており、将来負担もふえつつございます。こうしたことから、予算編成時においては新規の起債の発行は極力抑え、将来の公債費の負担が起債額を大きく上回らないよう、また将来の世代に過大な負担にならないよう、意を用いて予算編成を行っております。

しかし、反面、公債費の低減は大型事業の実施の抑制、生活環境の整備のおくれを意味します。町民の皆さんの要望にすぐに応えることが難しくなる事態を生じさせることになります。 今後も財政規律とのバランスをとりながらも、住民の要望の高い公共事業、特に生活関係の公 共事業については積極的に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(加藤克明君) 水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) 財政健全化判断比率で決して楽観できる状況ではないというふうに思いますということで言っていますが、ここ4年ほど実質公債費比率は平成21年から言っても14.7%、平成22年が14.1%、平成23年が13.0%、平成24年11.8%と、そして平成25年には9.9%。将来負担比率も、平成21年から83.4%、次は84.3%、次は64.8%、平成24年には70.7%、また平成25年に軽くなっているというふうに、上下があるということで、楽観できるものではないと。経済は生き物だろうということで、少しの油断がすぐ財政にはね返り、もとに戻すのは大変な努力が要るということで、楽観できないというふうな表現を使いました。

それで、本町の財政調整基金の積み方といいますか、その辺はどのような政策的判断による 結果として出るのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 財政調整基金の積み方というご質問ですので、財政調整基金につきましては例年9月の決算期にまずその前年度から繰り越された財源を2分の1以上積み立てをしなければならないという規定がございますので、それに沿った積み方をさせていただいています。それから、3月の会議におきましては不用額等が発生してまいります。それから、税の上振れ分とかがございますので、そういうものを含めまして積み立てのほうに回させていただいているということで、ただ適時本来財源が余れば積み立てをしていきたいということになり

ます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O13番(水戸義裕君) わかりました。

今の財政の組み方で2分の1という規定があるということは、予算編成の考え方ということでというか予算編成の仕方ですね、例えば最初に繰越金の積み立てということは、予算は単年度審議ということなので、例えばの話、平成24年度の繰り越しについては平成25年度歳入となるということでよろしいですね。これが次年度の歳出予算として事業化されるわけですが、繰越金の財政調整基金の積み立てと単年度予算審議というのはどのような整合性というか、そういうようなところがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 当初予算で組みます繰越金、3,000万円ございますけれども、これ は例えば平成27年度が始まった当初にまだどこからもお金が入ってきていないということで、 前年度の繰越金を充てて当初乗り越えていくと。4月の上旬に地方交付税等が入ってまいりますので、そこから平成27年度がスタートするという格好で、当初予算に計上します繰越金というのはそういうことで、当初の当座をしのぐための3,000万円の繰越金になります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) ということは、毎年3月の議会ではかなりの減額というのが出てくると。その減額をはっきりさせることによって、次年度の予算に引き当てるためのというふうに考えていいんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 単年度主義ですので、その年の不用額が出た分につきましては例えば今ですと平成26年度の基金のほうに組み戻し、基金をおろしてお金を使っていますので、戻し入れを行うということになります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) わかりました。

それでは、財政調整基金の積み立てと町民の、道路、側溝というふうな要望が一番大きいと思うんですが、この優先順位の関係については積むほう、2分の1は当然積むわけで、残りの2分の1は残るわけですけれども、その積むほうと町民の要望に応えるといった関係についてはどういった優先順位と言ったらちょっと変ですけれども、その辺どういうふうなことで、これは。例えば目的の基金というのは目的以外には使えないというか使わないものでしょうけれ

ども、いわゆる何にでも使える調整基金の積み方と町民の要望との関係ということでは、どちらが優先されると言ったら変ですけれども、その辺お聞きしたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 当初予算で、本来ですと、きのうも平間奈緒美議員のほうにお答えいたしましたけれども、その年度の収入をもって100%充てるということが予算編成としては正しい予算編成になるかと思うんですけれども、さらに住民の方々の生活基盤の整備等に充てるために、やや背伸びをした格好で基金から取り崩しを行って、2%前後になりますけれども毎年2億円、3億円程度取り崩して、当初予算でその予算財源に充てていると。財政調整基金というのは、財源の調整を図るということで過不足分の補塡に充てるということが一つと、それでもって健全な運営に資するということが財政調整基金の大きな目的になります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) 基金の使い道なんですが、本町には13ほどの特定目的基金がありますね。これはどれも施策の実施については必要な財源ということで、基金ということで積み立てているわけですが、財政調整基金以外のそれらについてはいつどういうタイミングで使用する予定かというのがあると思うんですが。
- 〇議長(加藤克明君) 財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 財政調整基金と町債等管理基金、減債基金につきましては、地方財政法に定められて、本来自治体がきちんと基金として運営していかなければならないものとなります。それから、そのほかの積立基金、特定目的基金といいますけれども、例えば柴田町でスポーツ振興基金とか科学学習振興基金とかさくら基金とかがあります。そういうものは各自治体にその運営の設立、運営を任せられておりますので、そのときそのときの目的基金の使途、時期と合わせておろしたり積んだりという格好になるかと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) わかりました。

それで、中長期の財政運営が非常に困難であるという先ほどの答弁ですが、中長期ということになるとこれからというかもう人口減少時代に入っていると。それから少子高齢化ということで、それから経済の状況による税収減少の予想とかいろいろあると思うんですが、財源の確保を図るための将来にわたる財政運営ということでは、先ほど出ましたけれどもどういったような、先ほどの答弁以外であるんでしょうか。それをお聞きします。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- 〇財政課長(武山昭彦君) 大変難しいというか、財源をどう確保するかということですけれど も、例えば町税が柴田町の場合は毎年42億円から45億円前後でぶれないであるということで、 決算時期になると大体42億円、45億円の間でおさまる格好になるんですけれども、これにつき ましては例えばリーマンショックのときに、その年にはもう町民税は確定していますのでいい んですけれども、その2年後、3年後にそのリーマンショックみたいに影響が出てくると、町 民税の減収が起きてくると。それから、固定資産税につきましては償却資産以外は土地建物に ついてはもう物件としてありますので、そんなにぶれることなく税収の確保が見込まれるとい う格好になります。リコーのような大企業、大きな工場が償却資産で投資をしていただきます と、その年は大きな税収としてはね返ってきますけれども、翌年以降それが今度減価されると 収入減になってきますので、そういうふうなぶれが出てくるということで、それぞれの税目に よってぶれがあったりなんかしてまいります。でも、大体42億円ぐらいの税収が見込めるとい うことになります。その次に地方交付税ですけれども、これは国のほうではもう地方財政計画 の中で例年減らしていきますということで、税収が、アベノミクスの関係で景気が上振れて給 与が上がったということになれば当然その分だけ減収、地方交付税を減らしてまいりますとい う格好になります。そのほかに、それと一緒に臨時財政対策債、これはそれと連動する格好に なります。これもことしは平成27年度は国では減らしてまいりますというような計画が出てま いっています。そういうものに左右される格好になって、なかなか町が単独で自主財源を確保 できるのは全体の3割、3分の1程度ぐらいしか見込めないと。残りの7割程度は国と税制改 正等のいろんなものによって左右されて、予算編成をしていかなければならないと。予算編成 をする際に一番の根幹はやはり歳入です。歳入をどうやって見込むかということで、その年の 歳出の構造が変わってくるかと思います。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O13番(水戸義裕君) わかりました。

それでは、毎年決算、それから予算、決算では広報しばたでお知らせをしているわけですが、これがいわゆる財政の見える化というふうな動きになると、これまでの取り組みということでは広報しばたでのこれに幾ら使います、幾ら使います、義務的はこれで投資的は、というふうになるんですが、この広報以外に町では「よくわかる町の仕事と予算」、あれがよく町民というか私もそうなんですが理解できるんだろうというふうに思うんですが、それについて町民からの「ここのところはどうなっているんだ」といったようなリアクションというか、そう

いうことは今までありますか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 町民の方からそういうことについては特に問い合わせはございません。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ
- O13番(水戸義裕君) ということでは、町民もそれはチェックして、町の財政オーケーですというふうな捉え方もできるのかというふうに思います。ただ、よく言われるのが見える化をするために複式簿記といわゆる企業会計の方法というようなことで言われているんですが、それから今は新しく公会計ですか、そういったことになっているんですが、本町の手法ということではこの辺の、発生主義会計というか、そういったものの導入ということについてはどういうふうに考えているのかお聞きします。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 公会計の公表につきましては、国から平成28年度、平成29年度程度で全て整えて発表するようにということで、今固定資産台帳、町が持っている土地建物、それからほかのものの資産の公表、評価をしなければならないということで、そういうふうな作業もするということで、平成27年度予算でその予算を組んでありますので、そういうものが逐次整備され次第公表できるような状態になるかと思います。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O13番(水戸義裕君) わかりました。

年間総額予算、歳入歳出の予算を足して組むわけですが、この財政運営の中で補正予算、何 月会議でもいいですが、必ずと言っていいほど補正が出てくるわけですが、この補正予算の考 え方というのはやはり全庁的に共通の理解が得られていることで補正予算を組むということで 思ってよろしいんでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 本来は当初予算で全てのものが組めればよろしいんですけれども、 財源の関係等々で組めない部分で補正予算で組む分や、それから緊急にどうしても危険性とか いろいろなことがあって、町民の生活を守るためということで出てくるものがございます。そ ういうことで補正予算を計上させていただきまして、その際に財源がなければ基金のほうから 取り崩しをして充てているというのが今現在の補正予算の状況であります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

- O13番(水戸義裕君) そういうことでいくと、当初予算というのはあくまでも当初でありますので、決算に出てくる実質収支という欄がありますが、これは歳入歳出差引額から繰越明許など繰り越すべき財源を引いたもので公共団体の財政運営の判断をするポイントということなんですが、通常は黒字、赤字で表現されているわけですけれども、地方公共団体は営利を目的としているのではないということで、単純に収入から支出経費を引いた残りで次年度に繰り越したりということになると思うんです。それで、会計ごとに補正予算が組まれているんですが、赤字になるとは考えにくいですが、実質収支が赤字になった場合はどんなことになるのでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 財政収支が赤字になる場合というのは、見込んだ収入、歳入が入ってこないと、歳入欠陥が何かあったということになると思います。大きな経済変動等があればそういうことが出てくる可能性があるんですけれども、補正、補正でその財源を逐次チェックして補正計上していますので、そのようなことは実際はなかなか起こり得ないのかとは思いますけれども、何か可能性があればそういうことはあるかと思いますけれども、それを財政調整基金のほうでさっき言いました「財源の調整を図り」という目的が一つ財政調整基金にはありますので、そういうことで補塡しながら健全な財政に資するという格好になるかと思います。よろしくお願いいたします。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) 財政についてはとにかく年ごとにというか、年のうちにかなりのぶれがあるというか動きがあるということでは、何度もこれまで補正予算を組んでいるという状況がありますので、わかるわけですが、ただ、今総合計画後期基本計画を策定中ということですが、これからの4年間がこの計画に入るわけですけれども、この計画の裏づけとなる財政計画というのはどういった感じで今考えられていて、いつ発表というか、そんな感じになるのかお聞きしたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今、まちづくり政策課で全課に後期基本計画に伴う財源の確認と、4年間の事業実施について実施計画の策定を依頼しております。それを今月中にまとめまして、あとは町民の皆さんに公表すると、こういうような段取りで財政的な裏づけ、そして後期基本計画の事業の裏づけ、その一貫性を保つというようなところで、今作業を進めているところです。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O13番(水戸義裕君) ということで、今は計画が進行しているということでよろしいんでしょうか。
- O議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 当然計画は財源が必要というようなところがありますので、まず財源を確認していただく中においての実施計画を策定していただくという形で今進めているというところです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) わかりました。

財政調整基金については、この予算の中でも年度当初からこのぐらい積みますという予定と、それからはっきりしてきてから積むというふうなことが出てくると思いますが、瞬間的にと言ったら言葉はあれなんですが、財政調整基金が積めるということは財政的に余裕があるというふうに見ていいのかどうかお聞きしたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 本来、9月の段階で決算で2分の1積んでいるというのは、あくまでも前年度の剰余金を半分積んでいるという格好で、残りの2分の1はその翌年の年度で予算で消化させていただいています、予算編成させていただいていますので、余裕があってという形ではなくて、法律に基づいて2分の1を積み立てさせていただいているということです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O13番(水戸義裕君) わかりました。

財政調整基金というのは、言ったら虎の子になるのかと。何にでも使えるという意味ではそういうふうになると思うんですが、積みました、それから当初予算で取り崩して、平成27年度は3億5,000万円取り崩しということですけれども、やっぱり取り崩さなければならない理由というのは、町民の要望に応えるということも当然あって取り崩すということで編成するということだと思うんですが、この辺の、また積む、そしてきのうの平間奈緒美議員の質問にも年度末には10億円を確保しますというふうに町長が答弁されていましたが、一時的にせよというよりも取り崩すために積んでいるのかという言葉はちょっと不適切かと思うんですが、当初予算で取り崩さなければならない理由というのをお聞きしたいと思いますけれども。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- **〇**財政課長(武山昭彦君) 財政調整基金の取り崩しですけれども、取り崩さなくてできるんで

あれば取り崩したくはないんです。ただ、そのときそのときで補正の財源として必要になるもの、ただ歳入がそのときにちょうど生まれてこないということになれば、当然そこは基金のほう、定期預金のほうを崩して、財源として充てて、それぞれの施策、町民の負託に応える施策に取り組んでいかなければならないということで基金を取り崩しておりますので、取り崩さなくて済む財源があればそのようにさせていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) わかりました。

自治体の会計は単年度審議で、しかも現金発生主義ではないということでなっているものですから、最初から歳入をはかって、歳出もはかってという形でやっているということでは、年度末には執行部としても大変な忙しい時期というふうになるんだろうと思いますが、この辺についてのしんどい部分というか、その辺あったらお聞きしたいと思いますけれども。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。
- 本当に貯金と行政サービスのバランスをとるというのは大変難しゅうご 〇町長(滝口 茂君) ざいます。柴田町だけではなくて、必ずほかの自治体と比べられるわけです。ちなみに亘理町 の貯金は49億円だと。大河原町の貯金は17億円。柴田町は15億円積んでもまだ足りないという お話もございます。ですけれども、柴田町で今最大限やらなければならないのは、地域間での 生活環境の格差です。今までは財政的になかなか地方、言葉は悪いんですが地方のほう、周辺 部のほうの道路整備、ほとんどでできないような状態で、やっと道路整備、河川改修ができる ようになってきたということがございます。ですから、貯金を崩さないでほかの自治体並みに 積んでいれば、町長は気分は楽です。ですけれども、やっぱりやらなければならないことは先 にやるということになると、どこまで貯金を持っていればいいのかと、いつも葛藤しておりま す。きのうお話ししましたけれども、大体予算規模の標準財政規模の1割ということでお話し してきたと思うんですが、だんだん貯金がふえますと欲が出てきまして、5億円だと不安だ と、7億円だとまた不安で10億円、10億円ためると今度はまた不安で15億円ということになり ました。私としては、10億円を前後する形で貯金を持っていて、そして住民にサービスを提供 していくのが一番いいのかというふうに思って、財政を運営させていただきます。ですから、 今回の当初予算では現金として10億円持っておりますが、その分公共事業で8割しか予算をつ けていない公共事業もございます。ですから、今後国の動向を見なければならない。柴田町の 財政構造が見通せないのは、柴田町の町長の収入が、自由になる金が、いつも言っている46% しか自由にならないということでございます。あとは通常の地方交付税、これが5年間柴田町

にこのように来るということであれば5年間の見通しが立てられるんですが、年度ごとによってばらつきがございます。ですから、7月の地方交付税が予算に対して減るかふえるか、これによって9月の公共事業への資金が確保できるかどうか、そこにかかっているというのが実情でございます。ですから、柴田町単独で財政の見通しという議論は残念ながら難しい状態でございます。

もう一つ、国のお金をなるべく活用する方法です。特に今回は地方創生で1億円、柴田町に来ました。これは全部10分の10です。こういうお金が次々に予測できれば財政見通しも立つんですが、残念ながら国の、言葉は悪いんですがそのときの財政状況で100%よこしたり半分しかよこさなかったり、いろいろあるんです。ここに振り回されると。そういう苦悩もございます。ですから、なるべく町としては国の有利な政策については積極的にアンテナを高くして取り組んでいくというような方法をしているということでございます。これが収入、柴田町が将来に向かって予測できない面でございます。

問題は今度は支出でございます。支出につきましても、税収を予測するのはなかなか難しいような状況でございます。今回、地方消費税が導入されましたが、結果として平成26年度は国からの地方消費税は最初に予算に載せなさいと言って指導されて計上した予算から1,000万円割れた形で通知がございました。このように、町長の力ではどうにもならない問題があるということもご理解いただきたい。

もう一つは、柴田町以外の広域行政の負担金が町長の自由にならないということです。ここも皆さん頭に入れてもらいたい。一番は消防職員27名の増員でございます。柴田町の職員は360人台から今296人で、70人も減らしております。ですけれども、安心・安全のために皆それぞれの分野で頑張っています。消防だけふやすというのはいかがなものかと異議を申しました。ですけれども、柴田町の消防職員もふえるということだったので、結局、平成27年の消防職員増員をみんなで決めました。負担金、一番多いのは柴田町でございます。そのほかにも仙南クリーンセンター、114億円、一番負担するのは柴田町。きのうも申し上げましたが、これから柴田斎苑、柴田町、村田町、大河原町で、村田町に建てますが、斎苑の事業計画で一番負担するのは柴田町。そのほかにも、えずこホールの改修、これは大河原町が一番負担します。それからみやぎ県南中核病院附属村田診療所の大規模改修、それから仙南夜間初期急患センターの赤字分、これも柴田町が負担しなければなりません。これは時期について柴田町長が独自に決められません。ですから、柴田町の財政運営とかかわらないで、みんなの意見で決めますので、その辺の歳出が難しいということです。これらについてもおおむね柴田町が財政支出を

一番伴うということでございます。このように、いろんな収入においても支出においても町長がはっきり決められないというような事情にあるのが、今地方財政の現状でございます。構造的問題でありますので、本来であれば4年先の後期基本計画に合わせまして財政計画で担保したいというふうに思うんですが、なかなかそれができない苦しさというものを披露させていただいた。機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O13番(水戸義裕君) 本当に大変さはわかっているつもりと言っても、その場に居合わせたわけではないので、例えば予算編成時に居合わせているということはないので、感覚的に大変だということなんですが、町の税収がふえればふえるだけ交付金が減るということで大変なんだというふうな話になっています。それで、昔と言ったら言葉は悪いんですが、予算編成の透明化ということで、過去に質問が出ていますが、これについてはどういったことで考えられているというか、それをお聞きしたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 予算の透明化ということで大変難しい問題で、広報等、それから「よくわかる町の仕事と予算」ということでお配りしているものでご理解いただければ一番いいんですけれども、なかなか難しいかと思います。それで、透明化ということまで行くと、さっきも言いましたようになかなか質問すら来ないという状態で、その中でご理解いただいたり、もっともっと勉強していただくという機会があればいいんですけれども、敬老会とか何かで、高齢者教室と今言うんですか、そのところで一度説明はさせていただいたこともございます。でも、なかなか皆さんちょっとわからなくて、ぽかんとしていた顔をしていたこともありまして、やはりなかなかとっつきにくい問題なのかと思います。機会があれば、そういうことで町民の方にも予算をご理解いただけるような説明をさせていただきたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O13番(水戸義裕君) わかりました。

平成26年度は町長が、職員が頑張ってよくやっているということのあらわれ方として、森林整備加速化・林業再生事業補助金が二度交付されたということでは、まさにこういうメニューを拾ってくるのが大変なんだろうと思うんですが、その辺のコツというか、こういうメニューがあってこういうふうな状況で使えると、わかってもそれが本当に使えるかどうかというのはまた別だと思うんですけれども、そういったことでそういうメニューを拾って交付金を持ってくるという、ふだんの業務の中でやっているということだと思うんですが、その辺の交付金の

メニューの探し方というのは、苦労談というのがあったらお聞きしたいと思いますが。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 補助金のもらい方ということなのかと思いますけれども、その前にも元気交付金とかがんばる交付金ということで、元気交付金については3億900万円、ほぼ3億1,000万円に近かったんですけれども、それからがんばる交付金は5,400万円ぐらいということで、これは県内で10本の指に入るぐらいの多さでもらっています。それはそれぞれいろんな事業をしているということもありますし、それから町長初めみんなが県庁を駆け回って、予算調整に奔走している、補助金をもらうために頑張っているということになります。それから、森林整備加速化・林業再生事業補助金につきましても、町長からそのときの部長さんなりに声がけもいただいて、私も同級生がたまたま農政部の次長をしていたものですから、そういうところにかけ合って、補助金を少しでもいいから余計くれと、個人的なお願いもしています。ということで、補助金がだんだんだんだんもらえるような、毎日、日々顔を突き合わせてやることが、そういうふうな増額になるのかということはあります。よろしくお願いします。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) なるほど、いろいろコネクションというかつてというか、これは非常に大事なもので、これを裏切らないようにしないといけないんだろうというのは、会計にかかわる何でもそうですけれども、そういった中で補助金、交付金で柴田町は仕事をしているということで、昨年河北新報でこういう交付金財政運営がいいのかといったことで記事が出ました。ご存じだと思います。私もその記者にお尋ねしました。「あれ書いてどんな反応ありましたか」と言ったら、何もないですといったような答弁だったんですが、こういったことで近隣市町からは柴田町はよくそういうのがあってというふうになるんだろうと思いますが、近隣の市町村からは、会計課でも財政課でもいいですけれども、何かそういうような話がもしあったということであれば、お聞きしたいと思うんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。
- ○財政課長(武山昭彦君) 近隣の市町村からは、隣接します大河原町とは桁が一つ違うくらい元気交付金はもらいましたので、どんなふうにしてもらったのという話はあります。あのときにはしばた千桜橋とか、さまざまな事業を展開していましたので、それに対する補助みたいにして補助金に対する交付金でさらにおまけがついてきた格好になります。ということで、それだけ仕事をやっているという自負は柴田町の場合はあるということで、補助金、交付金をもらっているということになります。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○13番(水戸義裕君) わかりました。そういった意味では、しないほうがおかしいんじゃないかみたいなことにも私も思うんですが、いずれこれについても町の金を使わないから税金使わないんじゃなくて、その金も私たちの税金だといった、昔ありましたけれども、そういうことで使うということは別に悪いことでも何でもない、むしろそれを見つけ出して交付を受けるという町の姿勢と、町長以下のそういった、昔のように身の丈を外れた事業をして大きい負債を抱えているといった町にならないように、今後ともまたそういうことで財政のさらなる好転に向けて、そして町民にいい町だと、例えば町に誰かが移ってくるとしても、あそこは財政がいいからということで引っ越してくるわけではないと思うので、そういう外見的なところから柴田町はいいところだから住みたいというふうになるように、今後とも財政運営に頑張っていただきたいということでエールを送りまして、私の質問を終わります。
- ○議長(加藤克明君) これにて13番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、10番佐々木守君、質問席において質問してください。

[10番 佐々木 守君 登壇]

O10番(佐々木 守君) 10番佐々木守です。

大綱2問、質問させていただきます。

第1点目、第5次柴田町総合計画後期基本計画(素案)について。

柴田町は「花のまち柴田」を切り口に、桜まつりやみやぎ大菊花展、紫陽花まつり、曼珠沙華まつりなど、毎年多くのイベントでにぎわいます。特に4月に開催される桜まつりには、白石川の一目千本桜や船岡城址公園の桜を一目見ようと、25万人もの観光客が県内外はもとより海外からも訪れるようになりました。さらに、船岡城址公園と白石川堤を結ぶしばた千桜橋も架橋され、四季折々の魅力的な景観の形成と、人と人との交流の場、憩いの場として多くの人々が訪れる観光地に変わりつつあります。そして、策定中の後期基本計画では「花のまち柴田」を一歩進めて、フットパスによる元気なまちづくりの推進を含めています。フットパスは、日本フットパス協会の定義では「森林や田園地帯、古い町並みなど、地域の昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと(foot)ができる小径(path)」とされています。後期基本計画では、これを重点プロジェクトとし、基本構想に掲げた将来像である「みんなで育てる笑顔輝く元気なまち」に取り組むとしています。そこで、伺います。

1) フットパスによる元気なまちづくりの推進について、「花のまち柴田」の前期基本計画との整合性を具体的に説明してください。

- 2) フットパス推進会議の具体的な内容は。
- 3) フットパスによるまち歩き景観形成の推進の具体的な内容は。
- 4)地域ビジネスの育成と地域産業の活性化についてはどのように図るのでしょうか。
- 5) 観光交流人口の増加を図る具体的な内容は。
- 6)健康寿命の延伸の具体的な取り組みは。
- 7) 地域資源の活用の具体策は。

大綱2番目、精神障がい者や認知症の方が事件に巻き込まれないためには。

毎日、悲惨な事件が発生しています。年少者による殺人事件や幼児への虐待と、枚挙にいと まがありません。中には精神障がい者や認知症の方が事件に巻き込まれるケースも増加してお り、できれば事件が発生する前に対応ができないものかと常に考えます。町としても、安全で 安心な町をつくるには事件が発生する前に防ぎたいと考えているのではないかと思います。そ こで、精神障がい者や認知症の方が事件に巻き込まれないようにするための対策について伺い ます。

- 1) 精神障がい者の事故防止の対策をどのように検討しているのでしょうか。
- 2) 個人情報の制約もあり、特にひとり世帯で生活している場合はなかなか精神障がいがあるかどうか判断するのは難しいと思いますが、その対応は。
  - 3) ひとり暮らしの高齢者がまだ認知症と診断されていない場合の事故防止対策は。
  - 4) 幼児虐待の防止策は。

以上です。

〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 佐々木守議員、大綱2点ございました。

1点目、総合計画の関連でございます。7点ほどございます。順次お答えします。

1点目、フットパスによる元気なまちづくりでございますが、前期基本計画では「花のまち柴田」を切り口として花咲山構想を進め、花回廊の回遊性を高めるために、船岡城址公園内の景観整備、白石川堤親水公園整備、桜の小路整備を行うとともに、四季を通して花を楽しめるイベントの開催などを進めてきました。その結果、新たな人の流れを生み、県内外はもちろんのこと、外国からの観光客も訪れるようになりました。しかし、これは一つの点の魅力アップにすぎません。そこで、先人たちが残してくれた自然景観や田園風景、歴史や文化などの地域資源等を活用した魅力的な点と点を有機的に線、つまりフットパスでつなぎ、さらに面的に広

げて、将来の回遊性を高めようとするものです。そして、町なかに歩いて楽しいコースを数多く整備していくのがフットパスによる元気なまちづくりです。その成果として、多彩な観光イベントによる交流人口の増加や、農商工連携による特産品の開発や、販路拡大に伴う地域のビジネスチャンスや雇用の創出を期待しています。このように、前期基本計画での事業を引き継ぎ、後期基本計画に反映させたものがフットパス構想でございます。

2点目、フットパスの推進会議の内容でございます。

課長職等で構成する庁議メンバーを構成員として、フットパス構想の中心となる基本方針や 基本目標を決定するとともに、雇用創出部会、交流促進部会、生活支援部会、町の魅力・活力 部会の4つの専門部会で策定する総合戦略や、個別事業の審議や検討、そして事業の推進を担 うこととなります。

3点目、フットパスによるまち歩き景観形成の推進の具体的な内容でございます。

新たなフットパスとして、まず船岡駅と槻木駅を起点とするモデルコースの開発と、簡易なマップづくりを考えています。例えば一つに船岡駅から白石川堤を大河原町方面に向かい、しばた千桜橋を渡り、船岡城址公園から船岡市街地を回遊するルートでございます。リバーウォーク里山コースでございます。2つに、槻木駅から四日市場方面を経て、上川名方面に向かう槻木の自然景観と歴史・史跡等を小径で結ぶまち歩き里歩きのコースを考えています。整備の際には、道沿いに花木を植栽し、道標や説明看板、ベンチ、休憩所やモニュメント等を設置し、歩いて楽しいみちづくりを推進してまいります。

4点目、地域ビジネスの育成と地域産業の活性化を図る方法でございます。

フットパスのルート整備による観光資源に合わせて、宮城大学食産業学部との連携のもとに 農工商分野での地域資源を掘り起こし、商品化するとともに、販路拡大に向けた新商品開発コンテスト、試食会等を通じてビジネスチャンスを広げてまいります。そして、個性的でより付加価値の高い物やサービスを提供し、農商工が連携した中での地域からの6次産業化を推進してまいります。

5点目、観光交流人口の増加策でございます。

フットパスでは、体験や交流の要素を取り入れたイベントの企画や、おもてなしの心による 交流人口の拡大に取り組んでいきたいと思います。具体的には春の桜まつり、夏の紫陽花まつ り、秋の曼珠沙華まつりと菊花展、冬のイルミネーション等の既存イベントをより一層充実さ せるとともに、新たにグリーンツーリズム等の体験や交流の要素を取り入れたイベントを開催 してまいります。 多くの観光客を呼び込むためには、まずは観光及び関連施設の環境整備を進める必要がございます。柴田町の魅力の一つである四季折々に美しい景観をつくり、観光地としての名声を高めてまいります。また、町を挙げておもてなし意識の醸成を図るとともに、多くの人や観光にかかわる地域内外の関連企業、旅行会社や団体と連携し、柴田町ならではの観光事業を展開してまいります。特に今年度から国のインバウンド政策と呼応し、県や近隣自治体とともに外国人の観光客の誘致にも力を入れてまいります。

6点目、健康寿命とのかかわりでございます。

健康的な生活を送るためには、歩行を中心とした適度な運動が効果があると言われています。そこで、子供から高齢者までの人たちがフットパスのコースを楽しみながら歩くことで、筋肉を鍛えること、生活習慣病の予防やダイエット、骨密度の改善につなげていけるのではないかと思っております。生活の中に歩くことを習慣づけ、健康寿命の延伸やストレスの解消につなげられるような施策を、仙台大学と連携してつくり上げたいと考えております。

7点目、地域資源の活用の具体策でございますが、その地域に存在する自然、歴史、文化、食、観光地、特産品、産業など、その地域に存在する特徴的なものを地域資源と捉えております。そこで、柴田町の自然景観や田園風景、歴史や文化等の資源について、フットパスコースの開発時にワークショップを通じて議論し、柴田町の持つ地域資源の魅力や豊かさを再発見したいと考えております。それらをもとに、柴田町の観光交流や、柴田町に住みたいとなるように、人の流れにつながるよう活用していきたいと考えております。

大綱2点目、障がい者や認知症の方が事件に巻き込まれないためにということで、4点ほど ございました。

まず1点目、本町には平成27年2月末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は189人いらっしゃいます。事故や事件の状況について、宮城県警に問い合わせたところ、精神障がい者に限定しての統計はないとのことでありました。現在、本町において事故、事件の情報は寄せられておりません。

また、精神障がいのある人やその家族から相談があった場合は、職員が訪問し、面談をしていますので、内容により事件性が想定される場合は警察署と連携し、事故防止に努めていきます。

2点目、議員おっしゃるとおり、精神障がいははたからはわかりづらいものがございます。 平成27年2月末現在、ひとり世帯の精神障害者保健福祉手帳所持者は42人います。地域においては配慮を要する方がいる場合、民生委員が障がいのあるなしや、ひとり世帯かどうかにかか わらず訪問して、見守り活動を行っています。また、支援が必要な方には精神科の医療機関と 連携をとり、保健師が訪問などの支援を行い、心身の状況、生活上において変化が起きていな いか確認をしています。

3点目、ひとり暮らしの高齢者については、家族や親族の支援やご近所の方々との交流、また民生委員の訪問などにより、日ごろから見守りが行われています。また、認知症に関しての問い合わせや相談があった場合には、現在、地域包括支援センター職員が訪問して、本人と面談し、状況を把握し、早期受診を勧めているところでございます。

事故防止策については、町内や近隣市町において不審な訪問や勧誘などが発生している場合、警察署と地域包括支援センターが連携を図っております。情報は柴田町地域包括ケアネットワーク連絡会を通じ、各介護保険サービス事業所に伝達され、高齢者の注意喚起につなげているところでございます。また、民生委員にも情報提供を行い、事故の未然防止体制の強化を図っているものでございます。

4点目の幼児虐待防止でございますが、平成23年3月に柴田町要保護児童対策地域協議会を設置いたしました。この組織は、宮城県中央児童相談所、宮城県仙南保健福祉事務所、大河原警察署、仙台法務局大河原支局、柴田町医師団、柴田町教育委員会等の機関で構成されております。

協議会では代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をそれぞれ必要に応じ開催し、関係する機関の情報の共有、連携の向上、早期発見・早期対応に努めています。

また、平成24年6月から家庭相談員を配置し、毎週月曜、火曜、木曜の週3回を基本として、相談者の応対や保健師と連携し、家庭訪問や保育所等へ出向き、情報の共有に当たっています。保育所等の児童施設、学校等または地域の中で虐待と思われる事案が発見されて、要保護児童対策地域協議会で連絡を受けた場合は、家庭訪問などによる迅速な状況確認を行い、必要に応じた情報共有のために個別ケース検討会を開催して対応します。さらに緊急性が確認された場合は、児童相談所と連携した対応を行っております。なお、啓発事業として昨年11月22日に槻木生涯学習センターにおいて西澤哲山梨県立大学教授を講師に招き、虐待臨床から考えるというテーマで講演会を開催いたしました。この講演の内容を広報しばたにも掲載し、児童虐待防止の重要性を広報いたしました。

今後も要保護児童対策地域協議会を中心として、宮城県中央児童相談所を初めとする関係機関との情報共有や連携の強化、早期発見・早期対応に努め、国や県と連動しながら児童虐待防止の啓発にも努めてまいります。

以上でございます。

〇議長(加藤克明君) ただいまから休憩いたします。

10時45分再開します。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再 開

〇議長(加藤克明君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

佐々木守君、再質問ありますか。どうぞ。

○10番(佐々木 守君) フットパス構想について、私どもの会派で先進地である東京都の町田市と茨城県の行方市の2つを視察してまいりました。柴田町が今取り入れて、これから後期基本計画をやっていく上において、フットパスそのものの事業計画がどういうものなのかということを勉強したいということで視察をしてまいりました。その形態は2つに分かれております。町田市の場合は、平成12年から13年ごろ、宅地開発が非常に活発化されて、市内の自然が破壊されていく、そういう中にあって、一般市民の方がこの自然を何とか守りたいということで、いろんな運動を始めた。その運動に対して、市の職員もかかわるようになってきたということです。それで、団体、NPOを組織していろんな活動を、市民主体でまちづくりを進めていこうということで取り組んだのがフットパスの始まりだと。

一方、行方市の場合は、東日本大震災で観光客が激減した。それから、野菜の一大産地なんです。風評被害で、そういった野菜も売れなくなった。何とか新しい観光地としてまちの発展を目指したい、あるいは交流人口をふやしたいという目的で始めた。行方市の場合は、行政が主体となって事業を始められたという点が違いがあるんですけれども、柴田町は町長の施政方針にもあったように協働の精神で、町民とともにという考え方を持っておられるようなんですが、フットパスの計画を進めるに当たってどちら側を採用してやっていくのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 答弁でも申し上げましたように、住民のまちづくり基本 条例の本旨であります参加と協働、これを全面的に出して作業を進めたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) フットパスの推進会議を設置してということで、構成員が役場職員を

中心というような形になっているようなんですけれども、一般町民の参加をその推進会議に入れていくつもりはないんでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 今回、推進会議の構成については、地方創生の総合戦略の策定とかぶせるような形で進めたいと考えておりました。その中で、実際的にはフットパス開発、そういうコースについては町民レベルで作業をやるというようなところで、まず戦略と開発は別組織で動かすというような形で考えておりました。それで、専門部会の中である程度議論はしていただきますが、コース開発、いろんな景観形成、そういうようなものも実際的にはワークショップ形式で進めていきたい、専門部会をそのような形で今構想しております。ですから、推進の母体には入りませんが、作業の中では一緒に活動をしていただくというような形で計画を進めております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) フットパスによるまち歩き景観形成の推進という中で、魅力的なルートの整備や景観づくりということなんですが、これも住民とともにということをうたっているんですけれども、中身をもう少し詳しく教えてください。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 宮城大学と連携した中で事業展開を今計画を模索しているところです。今、宮城県の中においてフットパスというような表示の中でやっているところが仙台市の旧秋保町、そこが自然と温泉と山形に通ずる街道があるというようなところで、市民団体と行政が一体となって宮城大学がまとめるというようなところで構想をつくって、先日発表会を聞いてきました。そういうような実例、地域に根差した、住民とともに行政も入って、そして大学との連携、こういうようなスタイルが既に地元にもありますので、そのスタイルで進めていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 宮城大学との共同で研究を進めていくということなんですけれども、 その勉強会が終わった後の組織はどういうふうにしていくつもりなんですか。任意団体でやっていくつもりですか。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) これについては、住民の皆さんの主体的な活動が基本的 に今後出てくると思いますので、そちらについては自主活動に切りかえるような形で、計画の

策定、事業の推進、そしてあとはそちらのほうの実行委員会もしくは何らかのNPO、そういうような組織の中で継続的な活動をしていくと、そういうような道筋で今回まとめていきたいと考えております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) やっぱり任意団体だと、なかなか人数が常にまとまって動いてもらえるということが少ないと思うんです。NPOとかそういうような法人体制をつくって、会議が常に一定化しているという中でやっていくのがいいんじゃないか。町田市ではほとんどNPOの方々にそういったものをお任せしてというような、住民主体での景観づくりやいろんなパンフレットをつくったり何だりというようなことを、町が手をかけるのではなくて、そういう組織自体でいろんな計画を立ててもらい、それを実行していくというような流れになっているようなんですけれども、その点はどうでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 全国のそのような形の活動をやっている団体を見ますと、NPOもしくはそういうような自立的な団体がメーンとなって、いろんな形でイベント等、そしてその景観等の補修もやっているというのが実例です。ですから、柴田町においても当然その方向性の中で計画を進めております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 大学とタイアップというようなことで、いろいろな勉強ができるんだろうと思うんです。それに伴って、地域産業との結びつきをどういうふうに図っていくとか、そういうこともいろいろ検討されてくるんではないかと思うんです。観光を通したビジネスの計画というものをその研究の中に入れているんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) これについては、前期基本計画の重点プロジェクトが3つありました。それの検証結果に基づいて、一つ一つの分野では結果的によい面と悪い面が出てきました。それを今回は全課横断でやる、一体化でやる、そういうような形でこの重点プロジェクトを一つにまとめておりますので、全てにおいて連携をさせていただくという形で、宮城大学と仙台大学等についてもその旨の説明は既にさせていただいているというところです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 地域ビジネスの育成という点からいくと、今、船岡城址公園の観光物 産交流館、それから太陽の村、2つの施設があるんですけれども、それ以外に農村危機に対し

て農家レストラン、住民の間でつくられて、やっておられるところはあるんですけれども、それ以外にいろんな計画を立てている面はあるんでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) ことし平成27年度の目標は、船岡駅と槻木駅を中心とする2つのルートの整備・開発をしたいということです。というのは、やはり町民の皆さんにフットパスの考え方、そういうようなものを活動を通じて経験をしていただく、そういうようなところを踏まえて、今後の4年間に向けて一つ一つのルートが整備できればいいと。要は町民の皆さんにフットパスと言ってもどういうようなルールなのか、どういうようなやり方なのかというのがまだ理解されていないと思いますので、そちらのほうの体験を平成27年度は2ルートでやらせていただいて、平成28年度以降は自主的・自立的、そういうような支援体制で整備をしていきたいというふうに考えています。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) ビジネスの育成については、きのうもちょっとお話があったように思うんですけれども、地方創生の先行型の計画を取り入れて、フットパスの構想に取り入れていくというようにきのうは伺ったんですけれども、6つぐらいの今申請をしているようなんですけれども、もう一度このフットパスとのつながりを生かしていくための構想でそれをやっているのかどうかを伺いたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 平成27年度の先行型に手を挙げたのは、国の指示の中において地方版総合戦略については5カ年の計画です。しかし、町として先行、つまり5年間の中で必ずやらなければならないものを先に目出しするという形で平成27年度に取り組む。平成28年度以降については今回の戦略の中でまた新たな事業が展開される、その中の先行部分というようなところで今回農政課の6次化産業を取り上げたというようなところです。当然このフットパスの位置づけの中で、まち歩き、里山歩きということで人の流れをまちから里、里からまち、こういうような人の流れがうまくつくれるような考え方に結びつけるような形で、地域のものを生かしたい、そして地域のものに磨きをかけたい、こういうようなところで今回先行型というところでまず6次化産業に手を挙げさせていただいたというところです。

それから、観光戦略ということで太陽の村、船岡城址公園、こちらについての観光プロデュースというようなことで、ある程度外国人交流人口イベントを活発にして、人を呼び込みたいと、そういうようなことも柴田町としての今回の後期基本計画の中にも網羅されていますの

で、それも先行型という形で入れさせていただいたということです。

それから、異業種ビジネスということで手を挙げさせていただきました。柴田町には農業だけじゃなくて小さな工場、大きな工場、ものづくりの工場があります。そちらの工場で新たな製品づくりができないか、それが実際的には地場産業に結びつくような形にできないかということです。

それから、異業種ビジネスということで、柴田町には仙台大学という健康に特化した学科があります。それがものづくりと連携できるかどうか、こういうようなものも一つのテーマにして、異業種ビジネスチャンスというようなところで先行的な事業を上げさせていただいたということです。

それから4つ目です。若者の職場定着です。なかなか若い方たちが職場に長期にとまるというようなところが少ないということがありますので、そこをできるだけ雇用者、雇用主の皆さんに勉強していただこう、研修していただこう、そういうようなところでの若年者職場定着支援ということで、これについても仕事の定着化を図るためには町として必要だろうというところで挙げております。

それから、地域資源を活用した小さな拠点ということでフットパスです。これについては先ほどお話ししましたように船岡駅、槻木駅を中心として人の歩き、人の流れを周回させるというようなものを考えております。

最後に操業支援ということで、槻木駅周辺にある空き店舗を活用した中で子育て支援ができないかというところで模索しておりまして、そちらへの支援ということで、実際的には今回の総合戦略で言う仕事づくりをメーンに今回は先行型で手を挙げさせていただいたというところです。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) そうすると、地域住民に対して今の先行型の事業の説明はいつされる んでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 4月1日の広報紙もしくはお知らせ版で、とりあえずは 概要を速報を出したいというようなことで、今準備をしております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 住民を集めて説明をすると考えてよろしいですか。
- 〇議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。

- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実際的には時間的な制約があります。というのは、まず プレミアム商品券等については6カ月以内にもう結果を出しなさいというようなところです。 あと、先行型についても平成26年3月の補正予算なものですから、執行を前倒しでしなさい と、こういうようなところがありますので、時間的な制約の中でまず情報を出しながら、そし てこういうような事業についていつから開始する、そういうようなもので参加を募っていきた いというふうに考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それから、観光プロモーション活動ということで、観光物産協会等との打ち合わせは済んでいるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(斎藤英泰君) 観光物産協会との打ち合わせになりますけれども、今のところ こういう形で町のほうで地方創生を活用した形で事業が動いていますということで、会長並び に副会長とか役員の方にお知らせはしております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- **○**10番(佐々木 守君) それから、中小企業に対してのいろんな今の事業をいつ説明をしてい くつもりでいるんでしょうか。組織はどういう組織を使って説明するんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 実際的に中小企業のものについては異業種ビジネスということで、NPO法人仙南広域工業会に業務委託をして、そちらの中でいろいろ活動していただく、そういうような計画で今説明をしております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それも4月以降ということですか。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 予算をお認めいただければもう3月中にそちらのほうの 説明、契約まではいきませんが概要説明はさせていただいて動いていただくというような形で は考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- **O**10番(佐々木 守君) わかりました。

それから、それ以外の事業計画は5年後を目途という形になると思うんですけれども、4年ないし5年の間の計画をいつ住民に対して発表するんでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 地方版総合戦略の発表については、町でこれから策定を、職員と町民を入れた中、そして策定委員会ということで、労働、金融、いろんな専門部会を構成して、10月までにはまとめたいと思っておりました。11月には公表をしていきたいということで、まず4月、5月は人口ビジョンの分析、4カ月間かけて戦略の事業の内容を詰めていきたい、それを公表する。そして今後5年間の事業展開を町としてということで公表、そして事業の推進を図っていきたいというふうには考えています。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 一つ大事なことは、住民との協働という形になるんですけれども、やっぱり組織がしっかりしていないと1年か2年で全部もとのもくあみになりかねないんです。 その点を町としてはどう考えているのかというふうに思っているんですけれども、何か考えがあればお答えいただきたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) やはり組織というか人材が一番大切だろうと思っています。今回の地方創生も、まず真ん中に来るのが人です。人をいかに育成というかつくり上げて、それを仕事に結びつけるかというようなところです。ですから、これが我々のほう、フットパスだけじゃないんですが、ある程度こういうような業務を請け負う組織をつくる、専門的にそういうような組織の中で観光とか情報発信、フットパス、こういうようなものも全て目配りできる、そういうような組織に今後できればいいというふうには考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 町の名前を申し上げて恐縮なんですけれども、やっぱりそういう住民の任意団体ができたところでそれを法人化に持っていくという努力を行政側がしているんです。だから、当町としてもそういうことをこれから考えていかないと、長続きしないんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょう。
- ○議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 当然そのような形だと思います。そこで、昨日も議論になったんですが、地域おこし協力隊というようなところの隊員、外部から新たに人を呼び込んで、いろんなもののアドバイスも受けながら、柴田町の特性としての組織づくりにもかかわっていただこうと、こういうようなところで、なかなか町内の人材だけではわからないというか確認できないところがありますので、外部からのそういうような視点も今回は入れさせていた

だくというふうには考えております。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 観光によって交流人口をふやすということなんですが、ちょっと詳しくお話しいただけますでしょうか。いろんな計画、プランがあればお聞かせください。
- 〇議長(加藤克明君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(斎藤英泰君) 先ほどの町長の答弁と重複しますけれども、まず今やっているイベント、花を中心としたイベント、桜まつり、船岡城址公園関係では桜まつりから始まりまして、紫陽花まつり、曼珠沙華まつり、そして菊花展、冬のイルミネーションというイベントがありますけれども、まずそのイベントを充実するとともに、さらに新たなイベントということで先ほども言いましたとおりグリーンツーリズム、いわゆる農業体験とか都市と農村の交流という部分での体験、そういったものも絡めながら、新たなイベントということで組みながら、今後の観光交流人口をふやしていきたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) いろんな形で行政のほうでアドバイスをしながら、そういう交流人口をふやすための組織をつくったりしていると思うんだけれども、例えば今回4月18日にしばたさくらマラソンが行われます。これは今住民だけでやっているんです。事務局も何も一般住民だけでやっているんです。その参加している方々が、かなり高齢化してきているんです。そうすると、じゃああと何年これやれるのということになってくる。だから、そういうものを永遠に続けていくような形であれば、やっぱりNPOとかそういう法人化して組織をつくっていく、あるいは任意団体であってもきちんとした任務ですね、どうやってそのイベントをやっていくのかということ、しっかりした目的をきちんとつくり上げていかないとだめだと思うんです。例えば任意団体であっても、役員がとまっている、実行委員がとまっているという明確にしたものがないと、やっぱりいつの間にか消えてしまうという形になると思うんですが、いかがでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(斎藤英泰君) フットパスにつきましては、先ほどまちづくり政策課長が説明 しましたとおり今後そういった組織が、NPOなりの関係で立ち上がっていくのかと思います けれども、例えば観光という目的の関係になりますけれども、それについては今観光物産協会 というきちんとした組織がございますので、それが核となって観光事業の振興を図っていくよ うになります。いずれ、繰り返しになりますけれども今回のフットパスにつきましてはそうい

った新たな組織づくりというのが今後の住民との話し合い、こういった事業展開の中で進んでいくものと思われます。

- ○議長(加藤克明君) 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) いろんな自主的な団体がそこを一つの関門として今後こういう組織の中でこういう目的でやるというような組織を立ち上げる、そういうような形の支援というのは当然行政としても必要だろうというふうには考えております。ただ、そこに全てにおいて行政が特化するということではなく、やはり住民主体の中でそれを向上させていただくというのがまず現実的なところかと思っております。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それでは、今度は健康寿命の延伸についてお尋ねをしたいと思うんですけれども、今フットパス構想でいくと自然を歩きながら健康管理をということになるかと思うんですけれども、それだけでいいのかという思いもあるわけです。ということは体育館構想が前から出ているんですけれども、最近余りどうするのかというのが聞えてこないんです。町としてはどういうふうに考えているのか。これは町長ですか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 今、体育館については平成27年度に規模を決定するということでございます。体育協会の会長周辺は体育館構想を積極的に言うんですが、残念ながらほかの競技団体のほうから余り聞こえてこないということなんです。というのは、やっぱり規模の問題があるんだろう。身の丈に合った体育館をつくるということであれば、すぐにでも着手をしなければなりませんが、皆さんは時間がかかっても大きな体育館という思いがあるので、それですぐに建ててほしいという要望がないのかというふうに思っております。ただ、着実に平成27年度は規模を決めていきたい。今3通りの案がありますので、それについて体育館の総事業費、それから後年度負担がどのぐらいになるか、そして柴田町の財政状況をお示しして、この中で実現可能性のある体育館の規模を決めていきたいというふうに思っております。体育協会関係者は、バスケット3面とかという話にもなるんですが、そうすれば必ず現金を用意しなければならない。現金を用意するとともに後年度の負担も大きくなる。現金をためなければ体育館はできませんので、そういうお話をして、最終的には身の丈に合った体育館を今年度中に規模を決めていきたいと、そういう動きになっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) 仙台大学とタイアップして健康づくりを進めていくという中にあっ

て、町の施設が全くない、自然だけが相手で健康増進を図っていくといってもちょっと無理なのかと。そうすると平成27年度でという話でございますけれども、スポーツ振興課もできることですから、そういったものをいつごろまでどうするというようなことをきちんと打ち出していくべきだと。金の問題もあるとは思うんですけれども、実際に住民の健康を守るため、あるいは体育関係も推進を図っていくということでやれば、住民にもやはり賛同を受けるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) 総合計画審議会の中でもその議論が出ました。実際的には実施計画の中で年次は出していきたいということは、先ほど来からの財政の推移というか、この年次に対してどれくらい投入できるか、そういうような資料がまだ整理されておりませんでしたので、年次的には申しわけありませんが平成27年度に規模を決めてからというようなところでの回答をさせていただいたというようなところです。これについては、当然何らかの形で今後アクションを起こさなければならないんだろうと、そういうような形で総合計画審議会の中でも議論はされておりました。
- 〇議長(加藤克明君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(相原健一君) 補足いたします。

健康づくりということで体育館のお話がありました。実は体育館は体育館ということなんですけれども、スポーツ推進計画を現在策定中です。これはスポーツ基本法に基づいて、いわゆる国民の健康づくりをどういうふうに進めるか、施設、ハード、ソフト面含めたやつなんですが、それが来年の3月までにつくる予定ですので、そちらのほうにもそういった健康づくりの面を位置づけながら、計画を策定していきたいと思います。以上です。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) それでは、次に地域資源の活用をしてというところに入っていきますけれども、地域資源の活用をして、しばた千桜橋ができ上がるので、回遊ルート、あるいは里山ハイキングコースと連携した観光事業を推進しますということでうたっているんですけれども、これはどういう構想なのか具体的にお聞かせください。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。</br>
- ○町長(滝口 茂君) せっかく社会資本整備総合交付金のテーマは「桜を通じて回遊性を高めて、市街地に人を集める」と、そういうことで国のほうで社会資本整備、約80%は国の金で建設が可能になったわけですけれども、それだけでは、春だけは外国人が来るまでに成長しまし

たので、問題は秋口ということになります。そのときに、今土手内地区とか、あそこにふるさと農園をつくっている方々がいらっしゃいます。その方々もぜひとも船岡駅からしばた千桜橋まで彼岸花を植えたいというお話をしております。それに2地区の区長さんにもお話しして、みんなで新たな景観形成をやろうというふうに思っております。というのも、平成27年度で白石川堤公園が完成しますし、桜の小路も完成しますので、まずは秋口の、桜とは違った景観形成をやっていく。ただ、景観形成だけではつまらないので、そこには白石川の歴史を書いた白石川の霞堤をつくったいわれを看板に書くとか、それからここからは柴田町ですみたいなモニュメントをつくるとか、いろいろ途中歩いて学習できるような場、看板等を掲げて、そして柴田町を知ってもらう、そういうふうにして歩きながら楽しむということにしたい。それで、リバーウォーキングという考え方もとっておりますので、川を見ながら歴史的なものを勉強しながら、そして秋口に船岡城址公園まで連れていく。

問題は船岡城址公園から船岡駅までなんですが、麹屋コレクションもありますし、それから 陣屋もあります。これをまだ一緒にやろうという雰囲気にはなっておりません。単発でやって おりますので、それから今野屋菓子老舗の雁月なんかもあるんですね、ハウビングベーカリー のゆず太郎とかありますので、それをみんなで盛り上げて、船岡城址公園までは歩いてくるけれども、そこから食べ物とか、柴田町の歴史を堪能すると、もう1カ所拠点を整備することに よって回遊性が高まるし、楽しみもふえるんではないかと、これが船岡コース。

槻木コースは、前もお話ししましたけれども、五間堀川が西に蔵王連峰を背負って、すごい景観なんです。ただ、景観がのっぺらぼうなものですから、ぜひ地域の四日市場の区長さんに、これは河川法の許認可と関係するんですが、桜でもいいしハナズオウでもいいしレンギョウでもいいし、とにかく新たな景観形成ができないか。もちろん農家の方の了解をもらわなければなりません。そこを景観形成をしながらも、四日市場の山神社、それからあそこに四日市場の古墳群がございますので、そこを若干整備をさせていただいて、上川名の小さな拠点づくり、今上川名地区は一生懸命やっておりますので、食べ物、お土産品、そこを拠点に里山ハイキングコースまで行けますので、そこが槻木地区の新たな小さな拠点になるんではないかと。

そういう具体的な構想を、今回の地方創生の先行型に2,000万円プラスです、足すと。ただ問題なのは、今回地方創生で先行型で使えるお金が4,000万円なんです。そのうち1,000万円は計画づくりに使いなさいと、枠がはめられているんです。実は平成28年度以降の4年間の財源が全く示されておりません。ですから、地方創生で事業をやったとしても、予算が少なければ事業規模を縮小せざるを得ない。そこがわからない。ですから、今回6つ事業を展開しており

ますが、予算が縮小されればこの中から町単独でやっていける効果があるものはやりますけれども、そうでないのは残念ながらやれないということになります。ですから、国は平成28年度以降柴田町に、1億円今回来ましたので、それが4年間示されれば計画づくりは楽なんですが、あとは自分でやってくださいと、こうなりますと一般財源の持ち出しになります。ですから、ほかの事業との兼ね合いも出てきます。ですから、この辺が今回の地方創生の先が見通せないところでございます。そういう意味も兼ねまして、フットパスについては地方創生の中でもメーンの事業でございますので、これは恐らく最低4,000万円は下らないと思いますので、その中での優先順位を高めて、柴田町の今後の人を集める戦略の大きな柱に位置づけて実施をさせていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) 船岡、槻木の構想はわかったんですが、従来のハイキングコースの案内板や道標の設置、それからトイレ、そういったものの整備をこれからどうしていくのか。誰がそれをやるのかということをちょっと教えていただきたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(大場勝郎君) 里山ハイキングの案内板の表示は、これまでも何回もご指摘いただきました。今回試そうと思っているのは、案内板については里山の案内人の養成講座がありますけれども、そのメンバーの方々と打ち合わせをしながら、原材料を持って、その方々にそういうものをつくってもらおうかと、そういう打ち合わせを平成27年度にして、実施してみたいと思っています。もしその部分がだめだということになれば、今回の地方創生の事業に絡んで来年度以降、平成28年度以降になりますけれども、そういう形の中に案内看板ができるような事業をやっていかなければならないのではないかと。

それから、トイレについては先ほど町長の話にもありましたように、上川名を小さな拠点としますと、農村公園のトイレがありますし、そういうところを起点に考えた場合に、槻木地区でいえばどこにどういうトイレが必要なのかという部分を、24時間365日使えるのが理想ですから、そういうところと里山ハイキングのコース、それからほかの直売所とかいろいろコースもありますので、その辺も考えたところで、トイレについてはフットパスを進める中で検討していくべきというふうに思っております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) また町田市のあれで恐縮なんですけれども、町田市の場合はこのコースに対して、住民に対して依頼を出しているんです。毎回回ってもらって、壊れているとこ

ろ、道標がなくなっているところ、あるいは簡易トイレを置いておいて、それの清掃等、その地域住民の方にお願いしてやってもらっているということなんです。私らもハイキングコースを歩かせてもらったんですけれども、本当に整備されているのかという疑問が湧くので、これだけコースを設定しますと言っている割には町長きちんと整備されてないんじゃないかと思うんです。その辺、行政側だけでやるというのは大変であれば、協働という一つの手があるので、そういう組織をつくってお願いするという考え方もあるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(大場勝郎君) 看板については、協働ということでまず平成27年度やってみたい。 案内人の方も、講習が修了しまして、今度はグループ化という形で登録されることになります。ただ、団体ではないらしいんです。その方々とちょっとお話ししたときには、平成27年度に検討してみましょうと。まだ答えは出ていないんですけれども、協働のスタンスでまず看板のほうとかをやっていきたいと思っています。

トイレについては、また協働と言いながら、例えば農村公園であれば地区の行政区のほうに 指定管理でやっているとおりあれも一つの協働ではないかというふうに考えているんですけれ ども、そういう部分を生かして里山をぜひやっていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(加藤克明君) まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) フットパス構想の中においてトイレ等、これについても 例えば町なかだと飲食店とかいろんなところがあります。そういうようなところのトイレもお かりする。そういうできるだけ住民参加というような形で、借りられるものは借りる、そうい うような計画を前回ご説明申し上げたと思います。ですから、今回の里山のトイレ等について も、最小限必要ならば創生の中の予算を使って整備する。そして維持管理は誰がするとなる と、その中で地域の方にお願いするか、それとも組織の中でやるか、そういうようなのも住民 の皆さんの意見をいただきながら詰めていきたいというふうには考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○10番(佐々木 守君) それから、大綱1問目の最後の質問になると思うんですけれども、おもてなしの心の醸成ということで、「町内の名所旧跡等を案内できる観光ボランティアガイドの育成と、住民によるおもてなしの心を育むことにより、また訪れたいと思う観光まちづくりを推進します」と言っているんです。あるいは「外国人観光客の増加に伴い、外国人向けの観光パンフレットや案内板を作成します」ということなんですけれども、これはいつごろから始

めて、どういう形でやるのか教えていただきたい。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(斎藤英泰君) おもてなしの心の醸成ということになりますけれども、間もなく桜まつりが開幕いたしますけれども、そのときにもう既に観光案内、町職員だけじゃなくて一般町民の方、ボランティアで観光案内をやってもいいですよということで、手を挙げてきていただいております。そういった方々、あとそのほかに昨年からは婦人会の方々も「せっかくそういう町挙げて観光イベントをやっているんであれば、私たちも一緒に参加しましょう」というようなことで、昨年から新たに入っていただきまして、観光案内をしていただくようになりました。そういったことで、少しずつ底辺を広げながら、観光案内の方々にそういう思いを持っていただきながら、おもてなしを進めていく。さらに、そういったことから町民の方々に少しずつそういった受け入れる気持ち、おもてなしをする気持ちというのが広がっていけばいいのかなと思っています。

またもう一つ、桜まつりでは各飲食店、町なかにつきましては船岡駅と船岡城址公園の間の 飲食店の中でおもてなし協力店ということで、トイレの貸し出しや観光案内もみずからお店の ほうでやりましょうというようなことで、7店のお店が既にことしもエントリーしていただい て、桜まつりに向けてスタートするような形になっているわけなんですけれども、そういった お店も今後さらにふやしていきながら、本当にまた来てみたい柴田町といいますか、そういう 観光地づくりを進めていきたいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 補足をまちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) まちづくり政策課で平成27年度事業ということで、今回 平成27年の4月には間に合いませんが、外国人に対してのおもてなしということで英語、中国 語、こういうようなものの事業を町民、そして外国から来ている方、中国から来ている方、この方たちを対象にボランティア講座を1年かけて実施していきたい。そういうような中において、平成28年度にはこちらのボランティアの方たちがおもてなしできるような体制をとりたいというようなところで、まちづくり政策課の平成27年度の事業として計上はさせていただいているというところもあります。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O10番(佐々木 守君) それでは、大綱2問目のほうに移らせていただきますけれども、この問題はかなり難しくて、言葉を選ばないとちょっと質問ができないようなことなんです。というのは、なぜそういう言い方をするかというと、きのう淡路島でも地域内での殺人事件が発生

しています。こういうものを防ぐためにはどうするかということが今後の行政に課せられた一つの難問なのかと。町長のほうからも答弁いただいたんですけれども、障がい者であるということが認知されている場合、それに対応するための手段は国、県、町ともに確立されているんです。それぞれに世話をしていただける。例えば精神障がいがあればそれに対しての支援をどうするか、あるいは身体に障がいがある方の場合だったら移動をする場合の対応策をどうするかというようなことは既に取り決められて、その後行動マニュアルによって行政が動けばいいというシステムになっているんです。そこは地域包括支援センター、柴田町の場合はそういう形になるのかと思うんですけれども、そういう組織がきちんとして、そういう方々に対しての支援をしていただける。

ただ、一番問題なのは、今地域に暮らしている中で、ひとり暮らしの方、あるいはひとり暮らしの高齢者の方、こういう方々の身体状態がどういう形になっているか、あるいは精神状態がどうなっているのかということを把握するのはかなり難しいんです。これはやはり行政に対して望むのもなかなか難しい。行政側にしても警察にしても事件が起きなければ行動ができない、個人情報保護があって、なかなか動けないという形になっているんですけれども、最近地域内でのいろんな事件が発生している中で、行政側も何らかの手を、法律にまだ明記されていないグレーゾーン、本当にその方々が病気になっているかどうかというのを判断するのは難しいんだけれども、地域あるいは行政側がどうそういったひとり暮らしの人たち、あるいは認知症になっているかもしれないというお年寄りに対しての見守り、あるいは幼児虐待等に関してのグレーゾーン、事件や事故が発生しているわけではないんだけれども、その前の予防策としてどういうふうに取り組んでいけばいいのかということをやっぱり真剣に考える時期に来ているのではないかと、そのように思いますが、町の考えはどうなんでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 佐々木守議員にお答えをいたします。

議員が今お話をされましたように、大変ハードルの高い難しいものというふうに捉えております。精神の障がいといいますと、やはり目には見えない心の中ということになりますので、町民3万8,000人おりますけれども、その方々が皆さん何かを抱えているのかもしれません。その中で自己、生きる力によりましてそれをクリアするという方もいらっしゃいますし、なかなかクリアできない方もいらっしゃるというのも現実だと思います。実際行政のほうでその町民の方々全てをフォローしていく、支援していくということはなかなかできないことというふうに申し上げなければならないのかもしれませんが、地域におきましてひとり暮らしの方、ま

たは障がいを持った方、そういう方々に関しては配慮を要する方という考えのもとに、地域の 民生委員の皆様方が常日ごろから支援をしてくださっていますので、そういったところから声 を上げていただいて、私ども行政のほうがタイアップして動いていくという形を今はとってお ります。また、近所の方から役場のほうに連絡が入るということもあります。また、近くの商 店に買い物に行って、何かいつもと様子が変なんだけどということの電話が入ることもありま す。金融機関から入ることもあります。その場合は、私どもではその方のほうに訪問するな り、ちょっと様子を伺うなり、余り人権侵害にならない程度の範囲内で対応をしております。 またそれが医療機関に結びつけたほうがいいという場合にはまた専門機関に相談をしたりして 対応している。そういう形で、総合的に行政と地域とタイアップしながらやっているというこ とで、事件、事故を防止しなければならないというふうに捉えているところでございます。

- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- **O**10番(佐々木 守君) そういった気配りをしていただいて、事故が起きる前の防止をするということを心がけていただくようにお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。
- ○議長(加藤克明君) これにて10番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

次に、9番安部俊三君、質問席において質問してください。

[9番 安部俊三君 登壇]

○9番(安部俊三君) 安部俊三です。

大綱1間、質問いたします。

## 地域の将来を見つめ、学校統廃合の議論をすべきでは。

ことしの正月に、自分の出生地である涌谷町に足を運びました。そこで耳にしたのが、自分の出身校である箟岳中学校がこの4月に涌谷中学校と統合となり、箟岳中学校を構成していた 箟岳小学校と小里小学校も統合されるということが決定しているとのことでした。このことを 聞き及び、大変複雑な気持ちに駆られました。

文部科学省はことし1月19日、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 (案)を公表しました。少子化や過疎化に伴う人口減を見据えれば統廃合問題は避けて通れない課題と言えます。当事者である子供たちはもちろん、住民にとって望ましい学校のあり方を地域の将来像とともに見詰め直す契機にすべきであると考えます。新手引(案)の見直しは59年ぶりですが、何も手を打たずに学校の小規模校化だけが進む事態は避けなければなりません。新手引(案)は、自治体に対し6学級以下の小学校と3学級以下の中学校について速やかな 統廃合の検討を求めています。最低でもクラスがえを可能にする狙いからです。また、小学校

4キロ、中学校6キロとしている徒歩や自転車による通学範囲にスクールバスの利用を想定した1時間以内を追加し、対象校を広げています。

小規模校では、理解度が高い子供の考えに学級全体が引っ張られたり、特定の子供の問題行動に全体が影響を受けたりする心配があります。班活動やクラブ活動なども制約されます。集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨する機会が乏しいことで、子供が社会性や規範意識を身につけにくいとの指摘もあります。

一般的に、地域コミュニティーの衰退や三世代同居の減少、共働きの増加など、家庭や地域で子供の社会性を育む機能が弱まってきていると言われています。このことから、学校に一定の集団規模を求める方向は理解できます。ただ、忘れてならないのは学校機能の多様さです。学校は、地域住民の交流の場であり、心のよりどころといった役割も果たしています。地域の象徴でもある施設だけに、機械的に数合わせをするようなことがあってはなりません。この点、新手引(案)も一律に統廃合することを求めてはいません。

存続を選択する小規模校には、テレビ会議システムや他校との合同授業など、集団学習の機会を確保するための工夫を促しています。子供たちへのきめ細かな指導や学校活動への地域の協力の得やすさといった小規模校の利点を認め、自治体と保護者や住民の話し合いで結論を導くよう求めたのはもっともなことです。

学校の統廃合は、教育の機会均等や水準維持を求める肯定派と、廃校に伴う地域の衰退を憂える否定派とで意見が二分しかねないだけに、議論を先送りしている自治体も少なくないと聞いています。しかし、それは正面から向き合うべき人口減少社会から目をそらすことです。学校のあり方の検証は、地域の将来像を考えることと重なり、決して後ろ向きの議論とはならないはずです。

以上のことを踏まえて、次のことについて伺います。

- 1) 文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(案) を町としてどう捉えているのか。
- 2) 統廃合に関する新基準で、現在6学級に該当するのは柴田小学校と西住小学校です。統 廃合について議論を深め、検討する考えはあるのでしょうか。
- 3) 町長と教育委員会で構成する総合教育会議が4月に設置されます。学校統廃合はこの会議で扱う重要テーマとなり得ますが、取り上げる考えは持っているのでしょうか。

以上でございます。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育長。

## 〔教育長 登壇〕

○教育長(船迫邦則君) 安部俊三議員から大綱1問、3点について質問がありました。

1点目の文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(案)の捉 えについてです。

文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」は、学校の統廃合の適否あるいは小規模校を存続する場合の充実策等を検討する際のガイドラインと捉えています。学校規模の適正化の検討は、さまざまな要素が絡んでくることとなります。子供たちの教育条件の改善の観点を中心に据え、保護者や地域と共通理解を図りながら、検討を進めていく際にこの手引の活用を図っていきたいと考えています。

2点目は、西住小学校と柴田小学校の統廃合についてです。

両校の児童数は、次年度をピークとしてその後は減少していく傾向にあります。現在は一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握することができること、また補充指導や個別指導などきめ細かな指導が可能であること、さらに意見や感想を発表する機会が多くなることなど、少人数のメリットを生かした指導の成果が、本年度実施された県の学力学習状況調査において県の平均値を上回ったという結果にもあらわれています。また、地域に育てられ、地域に見守られている学校で、地域や保護者が学校運営に大変協力的であり、地域の教育資源を生かした教育活動が展開されていることもメリットとなっています。

しかし、一方で今後の見通しとしまして柴田小学校の場合には小規模化が進み、本日現在の見込み児童数では平成30年度以降は複式学級による学習指導が行われる可能性があることなど、課題もあります。教員定数については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条で、「2つの学年の児童数の合計が16人以下の場合、複式学級で編成しなければならない」となっています。複式学級になれば、教員が1人で2つの学年を行き来しながら指導することとなり、複数学年の教材研究を行うこととなるため、担当する教員の負担が大きくなることなど、課題となります。学校側の声や保護者、地域の声、児童の声を酌み取りながら、学校規模の適正化に関する基本的な考え方や、子供たちにとって学ぶ楽しさのあるよりよい教育環境整備を図るための具体的方策あるいは地域おこし協力隊誘致による地域の活性化を図ることなどについて、検討していかなければならないと考えています。

最後に、3点目の総合教育会議で、学校統廃合を取り上げるのかについてです。

当面は、小規模校の柴田小学校と西住小学校においては少人数のメリットを最大限に生かし、現状を維持し、活力ある学校づくりを目指す方向で考えています。しかし、柴田小学校が

複式学級となる可能性がある平成30年度以降に向けて、児童数等の推移を見ながら、総合教育 会議においても検討しなければならないと考えています。

以上でございます。

- ○議長(加藤克明君) 安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 何点か再質問させていただきます。

まず、確認させていただきます。今回、私は質問通告に手引(案)ということで表記してしまいましたが、各自治体に通達されたときは(案)が取れ、手引となって文書が来たのではないかと思いますが、それを伺います。というのは、新聞で手引(案)という表現を使用していましたので、そのまま引用してしまいました。少し浅はかだったなと反省している気持ちがありますので、確認をいたしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) 安部議員おっしゃるとおり、文部科学省から通達がありました 部分につきまして、昭和48年以前の分の統廃合の文章を廃止するということでの正式な手引と いうことで今回通達されております。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 1)に関して再質問いたします。 今まで教育委員の会議の中で統廃合について取り上げられ、協議・検討された経緯はあった のかどうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) 過去におきまして、教育委員会で議案として提出されたことは ございません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 次に、2)に関してです。

3月5日の読売新聞に、県内の出生数に関する記事が掲載されていました。県内の2013年の新生児の出生数は1万8,949人で、1983年、30年前と比べ36.8%減となり、その人数は1万1,033人減で、全国の平均減少率31.7%を上回ったということであります。このことは、国の人口動態統計などをもとに算出したということでありますが、柴田町の場合何%減少となっているのかお伺いしておきたいと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(宮城利郎君) お答え申し上げます。

大変申しわけありません、出生数の関係はここ数年の資料はありますけれども、30年前と今 おっしゃったと思うんですけれども、今ここに資料がありませんので、後でお答えさせていた だきたいと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(長谷川 敏君) 私のほうで今手元に持っている資料でご説明したいと思います。

ちょっと古いんですけれども、1年くらい前です。そのとき2歳児が313人おります。1歳 児が291名、ゼロ歳児が297名というふうな数字になっています。年々少なくなっているという ことで、私のほうで子供の計画をつくっている中で、5年後に約1学年で30人くらい減るだろ うという予想を立てております。以上です。

- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 健康推進課長、もう一度調べて、細かい数字を教えていただければありがたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) よろしいですか。
- 〇健康推進課長(宮城利郎君) わかりました。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 2)に関してですけれども、先ほど答弁でもありましたけれども、柴田小学校と西住小学校のことしの4月の入学予定者数と、その場合の全校生徒数を伺いたいと思います。また、現段階での平成28年から平成32年、要するに5年間の入学予定者数と全校生徒見込み数を教えていただきたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) 現在、そこの地域に居住している就学前の子供たちが就学するという前提のもとに平成32年までの推計の数字を持っていますので、その数字を報告します。ことしの4月、柴田小学校は新入生が8名、合計生徒数が55名になります。翌年、平成28年4月は7名の入学予定で51名、29年4月が9名の予定で51名、30年4月が5名入学見込みで48名、31年4月が6名の入学見込みで41名、32年4月が5名の新入学見込みで40名というふうになっております。

西住小学校につきましては、ことしの4月が18名の入学予定で、合計人数が112名、翌年平成28年4月が19名の見込みで、合計が111名、29年4月が14名の入学見込みで107名、30年4月が19名の入学見込みで108名、31年4月が19名の見込みで109名、32年4月が18名の見込みで

107名というふうになっております。よろしくお願いします。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 先ほどの教育長の答弁の中で、複式学級という基準がある程度説明があったわけですけれども、それをもう少し詳しく教えていただければありがたいんですけれども。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) 先ほど教育長が答弁したとおりの内容でございます。ただ、教育長がお話しされました16名というのが、1年生以外の学年においての複数学級の合計数です。ですので、2年生、3年生とか、3年生、4年生の場合について16名になったときには複式学級。ただ、小学1年生の場合につきましては、例外ですので、1年生と2年生が合体した場合は8名以内ということが複式学級というふうになっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 今説明があったわけですが、複式学級が想定される場合、法的には決まっているとは思いますけれども、町教育委員会の裁量で避けることはできるんでしょうか。確認です。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) その場合、町といいますか県のほうの措置として1点ございますが、16名の場合につきましてもやむを得ず13人以上であればその学年に対する先生を加配するということができますので、複式学級であっても2つの学年に対して先生が存在するというふうな措置にはなります。ただ、それ以下になった場合につきましては県のほうでの措置がございませんので、町独自の先生を町の予算でもって対応するという措置も考えることがございます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 次に、3)に関して再質問させていただきます。 総合教育会議は今後どのような運営が図られるのでしょうか。定期的なのか、それとも随時なのか伺います。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) これにつきましては、4月1日以降総合教育会議を開催するというふうにうたわれております。柴田町においても、4月1日以降いずれかの日にちに随時開催するという方向で考えております。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 過日、2月26日の議員全員協議会資料、教育委員会制度がこう変わるということにおいて、総合教育会議における協議調整事項に教育行政の大綱の策定が明記されております。柴田町ではいつごろまでに作成するのか伺っておきたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(伊藤良昭君) これも県に倣って対応することになりますが、大綱につきましては4月1日以降に総合教育会議を開催するに際して大綱を策定するというふうにうたわれております。柴田町においてもそれに基づきまして総合教育会議を開催以降、その策定について随時対応してまいりたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 町長がこの総合教育会議を主宰するわけですが、現時点において学校の 統廃合についてどのような考えを持っておられるのか伺っておきたいというふうに思います。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 実際の子供と保護者の考え方と地域の考え方に温度差があるのではないかというふうに思っております。よく柴田児童館のお話をさせていただくんですけれども、あそこには20人でいるんですが、実際に20人のうち8人しか地元に残らないで、あとの12人は本校に行く。聞いてみると大規模校の集団の中で子供たちを育てたいという保護者の方が多いということでございます。ですけれども、一方で地域の中で、自然の中で育てたいという保護者の方もいますが、その割合はやっぱり大規模校でということが多いんではないかというふうに思います。

ただ一方で、学校は地域のまとまりの拠点であります。先ほど教育長がおっしゃったように、教育というのは何も学問だけではないんです。人生の中の生きる力も育てるということであれば、やはり小規模なは小規模なりに学校、地域の方々といろんな中で濃密な関係で自分の生きる力を育てていく、これも捨てがたいものがあるということでございます。ですので、やはり本当に人数が少なくて、ぎりぎりまで私は柴田小学校を残していく。ただ限界が来るということもこの数字からありますので、そのときには保護者の方、子供の集団性のほうを優先せざるを得ないのかなというふうに思っております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○9番(安部俊三君) 最後に要望です。子供たちの良好な教育環境を保つことは大変大事なことと思います。いずれにせよ学校の統廃合については議論を先送りせずに、正面から向き合う

ことを切望して、質問を終わらせていただきます。

- ○議長(加藤克明君) これにて9番安部俊三君の一般質問を終結いたします。 先ほどの答弁漏れがありますので、どうぞ。
- ○健康推進課長(宮城利郎君) 申しわけありません。出生数の関係ですけれども、2013年、平成25年が302人となっております。1983年とおっしゃったと思うんですけれども、昭和58年が478人というようなことで、減少率は36.8%というふうになっております。以上です。
- 〇議長(加藤克明君) ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再 開

〇議長(加藤克明君) **再開いたします**。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番秋本好則君、質問席において質問してください。

[4番 秋本好則君 登壇]

○4番(秋本好則君) 4番、質問させていただきます。

# 町営住宅の経営方針を問う。

現在、柴田町には古くは昭和29年に建てられた土手内の住宅から、平成24年完成の住宅まで、計489戸の町営住宅があります。二本杉町営住宅の建てかえ工事では、北船岡町営住宅1号棟が平成15年に、2号棟が平成24年に竣工し、これから3号棟の工事が始まろうとしています。公営住宅法第1条には、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。しかし、今住宅そのものの余剰が顕在化してきていますし、高齢化の波がほかよりも早く公営住宅には押し寄せています。また、増大する滞納額などもあり、大きな転換点にあるように思われます。そこで、柴田町の町営住宅について質問し、私の提案にかえていきたいと思います。

- 1) 北船岡地区の整備計画では、東西のブロックに分けて計画されておりますが、その内容と今後の計画について教えてください。
- 2) その他の町営住宅も耐用年数を超えていますが、建てかえの計画はどうなっていますか。

- 3) 町営住宅や駐車場使用料の滞納額と不納欠損額の累計はどうなっていますか。
- 4) 平成25年2月から入居が始まった北船岡町営住宅2号棟での1カ月間の住宅使用料と実際の収入済み額を教えてください。
  - 5) 町営住宅入居者のうち、65歳以上の高齢者世帯の割合はどうなっていますか。
  - 6) 町営住宅の平均居住年数の推移を教えてください。 以上です。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

〇町長(滝口 茂君) 秋本好則議員、6点ほど町営住宅に関してありました。順次お答えします。

二本杉町営住宅建てかえ事業は、平成18年度に団地全体としていた事業区域を東側と西側のブロックに分け、東側ブロックの5棟217戸を平成31年度まで整備することとしています。現在建設中の3号棟を含め、1号棟から3号棟までの3棟で168戸建設して、77.4%の整備状況になります。

その後の計画は、平成29年度から平成30年度にいずれも3階建ての4号棟と5号棟、合わせて49戸を建設して、東側ブロックは完了する予定となっています。西側ブロックにつきましては、町営住宅の入居状況や需要状況等を踏まえ、事業規模やスケジュール等について再度検討を行うこととしています。

2点目、平成27年3月1日現在、町では9団地、489戸の町営住宅を管理しています。耐用年数を過ぎた住宅は土手内町営住宅6戸、二本杉町営住宅116戸、並松町営住宅17戸の3団地で139戸になり、管理戸数全体の約3割を占めます。

平成22年度に策定した柴田町公営住宅等長寿命化計画では、土手内町営住宅は用途廃止、二本杉町営住宅と並松町営住宅は建てかえを行うこととしていますが、今後他の大型事業プロジェクトの兼ね合いもあることから、考慮していかなければならないというふうに考えております。

3点目、住宅使用料の滞納額は平成25年度末現在で3,476万9,878円となっております。不納 欠損については、死亡による退去や生活保護費受給者の高齢者で連帯保証人が死亡している場 合などに実施しており、累計で2,469万1,193円になります。今後も入居されている間は本人や 連帯保証人に支払いを求めてまいります。

駐車場使用料につきましては、使用料の徴収が始まった平成19年度以来、不納欠損を実施し

たことはなく、現時点で滞納はありません。

4点目、町営住宅の使用料は収入や間取りで世帯ごとに違いますが、北船岡町営住宅2号棟の平成27年2月分の使用料は47戸の総額で86万8,100円となっています。北船岡町営住宅2号棟は平成25年2月から入居が始まり、平成24年度は2月から3月の2カ月分で住宅使用料は124万3,000円に対し、124万3,000円全額納入されております。平成25年度分は4月から翌年3月までの12カ月分で755万6,000円に対して750万1,400円納入されており、収納率は99.2%です。残りは今後も支払いが滞らないよう督促等を実施してまいります。

5点目、入居者世帯398世帯のうち、高齢者だけの世帯は102世帯で25.6%になっています。 6点目、現在入居している世帯の居住年数は、平均16年となっています。高齢者世帯を中心 に長くなる傾向があるようです。

以上です。

- ○議長(加藤克明君) 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) まず質問の前に柴田町地域住宅計画、これはネットでとったんですけれども、平成22年につくられたものなんですが、これの計画期間が平成24年で切れているんですけれども、この後つくられて、それをどこに公表されているのか、まず教えてもらいたいと思います。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 多分ホームページからおとりになったのかと思います。私も確認していました。実はその建てかえのものにのっとって、新たな更新計画というのは個別にはあったんですけれども、現在公表していなかった状況ですので、改めて公表したいというふううに思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) ぜひ知りたいので、私にも教えていただきたいと思います。 それと、ホームページなんですが、これ私もダウンロードしてとったんですが、北船岡の2 号棟のことは書いてないんです。北船岡は平成15年の59戸だけ入っているんですけれども、今 はもう直っているんですか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) ちょっと不足があったことはそのとおりでございます。気をつけたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

- ○4番(秋本好則君) ぜひ細心の注意で最新の情報を提供していただきたいと思います。 あと、今お話の中で、東西ブロックの件で一番最初に私が産業建設常任委員会に入ったとき に、全体で1号から9号までつくるというふうな図面があったんですが、それはもうなくなっ て、5号棟までつくったあたりでもう一回再検討し直して全体を考えるという形でよろしいん でしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 町長答弁いたしましたとおり、東側ブロックについては5号棟まで整備をして、完了します。その後、先ほどの柴田町公営住宅等長寿命化計画で二本杉町営住宅と並松町営住宅については建てかえの方向性が示されておりますので、東側が終わった段階で二本杉町営住宅のみならずほかの住宅も含めてそのいろんな需要を考えながら再検討したいというふうに考えています。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 北船岡町営住宅の2号棟ができたときの入居案内のことなんですが、私がいただいた資料によりますと既存の二本杉町営住宅居住者108戸に対して説明会を実施し、最終的に37戸入居している。そして、入居されなかった10戸について一般から募集されたということなんですが、これは間違いないでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 全て戻り入居ができませんでしたので、新たに10戸募集をして、47戸を入居させたという状況です。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) そういたしますと、いろんなコミュニティの件があると思うんですけれども、入居されました37戸の方の中で単身の方というのは何人ぐらいいらして、その方はどういうふうな形で2号棟のほうに入居されたのか。多分2DK以下でないと単身者は入居できないと思うんですけれども、そういった方々は全部希望者の方は入れられたのか、それとも間取りによってチェックをして、この方は大丈夫というふうな形である程度の想定をされていたのでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 済みません、細かい数字を手元に準備していませんでした、申しわけございません。単身者については1LDKで決定です。細かい数字については後ほど提出したいと思います。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 私がお聞きしたかったのは、これから1号棟が59戸、2号棟が47戸という形ででき上がってきたときに、二本杉町営住宅の建てかえの方が全部入っていただけるのか、それとも違うふうに考えなくちゃいけないのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) そもそも建てかえの事業で整備をしているんですけれども、住まわれていた方、既存に住んでいる方が基本的には戻り入居するという考え方です。ただ、一方で先ほど申し上げたとおり並松町営住宅とか老朽化が進んでいるところがありますので、当然戻られない、民間に移られる方もいらっしゃいますので、戻られないところについてはほかの住宅からの入居を進めたいというふうに思います。それで、その時点で埋まらないときには新たに新規の募集もしていきたいというふうに思っています。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) それでは、全体の、この間都市建設課に伺いましたときに、空き家が出るたびに募集をされていると思うんですけれども、1号棟、2号棟、その辺の倍率といいますか、募集をされた方に対する希望の方、あとほかの団地とか、いろいろあると思いますけれども、どのくらいの倍率で今来ているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 町営住宅をならしで考えてお答えしたいというふうに思いますが、申しわけないです。全体的な募集でということでお話をしますと、単身者につきましては2.42倍ぐらいの倍率になっていまして、それから普通世帯、2LDK、3LDK、ちょっと間取りの広いところですけれども、こちらについては7.5倍です。平均です。ただ、3LDKの間取りの広いところについては最高倍率24倍という倍率もありますので、トータルとしては平均的には7.5倍ということです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 前にお伺いしたときに、前に議会のほうでも先輩議員が質問されているのを私も読んでいるんですけれども、入居募集があって、1倍ぐらいで推移しているというところもあるというふうに聞いていますけれども、今はそれも変わりないでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- **〇**都市建設課長(加藤秀典君) 入居申し込みが1倍ということは1人だけということですか。

単身の間取りのところでは、1倍というところもあります。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) わかりました。

前に伺ったときに、例えば北船岡町営住宅の1号棟、2号棟のように交通の便がいいところ、あるいは利便性のあるところ、あるいは新しい建物、そういったところに集中する嫌いがあるということを聞いているんですけれども、それは今も変わりないですか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) どこの住宅事情でも同じかと思うんですけれども、利便性の高いところに集まるというのは間違いないです。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) わかりました。

それでは、滞納の件でちょっとお聞きしたいんですけれども、前にいろいろな決算とか何かのお話をしたときに、やっぱりどうしても滞納が出てくるということで、その辺の問題意識はみんな共有していると思うんですけれども、一番の原因というのはどういった形で考えておられますか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 特に震災以降感じていますのは、家庭の経済状況が大きく変わっているというのは否めないというふうに思います。それから、高齢化が進んでいて、収入がどんどん上がっていくという状況でないですので、皆さんぎりぎりのところで生活されている方もいらっしゃいますので、家庭の収入が大きく伸びていないということが一番の原因だというふうに思っています。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 私も柴田町の入居の条件というのをちょっと読んでみているんですけれども、これフローのほうの現金収入、給与です、そちらがネックというか一つの基準になっておりまして、どのくらいのストックをお持ちなのかということについては精査されていないようなんですけれども、ストックの精査とか、そういったことは入居の条件にはなっていないんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 金銭的なストックということで今理解をしましたけれども、そちらのチェックはしておりませんが、町営住宅につきましては住宅困窮者ということになりま

すので、持ち家のある方については入居の申し込みができないということになります。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) それでは、入居された後で例えば、これ私も経験してわかるんですけれども、大体年によって給与とか収入はどんどんどんどん変わってきます。そうすると、例えば入居のときの制限を超えるという方も当然出てくると思うんですけれども、そういった高額、入居条件に当てはまらなくなったという方々に対することで、ここから退去を依頼するということはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 高額所得に当てはまらないということじゃなくて、高額所得に 当てはまった関係で退去いただくということになると思いますけれども、高額所得で出られた 方もいらっしゃいます。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) それは大体どのくらいの件数あったのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) ここ数年ですけれども、記憶で申しわけないですけれども、本 当に数える程度しか高額所得で出られたという方はいらっしゃいません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 私、いろいろなところで不公平感があるというふうにどうしても思えるんです。というのは、いろんな倍率があって、20倍とかいう倍率があって、そして所得が超えていてもそのままずっといられる。そうすると、フローだけの所得制限で計算されておりまして、ストックについてのチェックがないということも一つの不公平感を感じるんじゃないかと思っているんですけれども、もう一つ、家賃の決め方なんですが、以前にこの議会で質問された質問内容を見てみたんですが、工事費からそのまま持っていくんじゃなくて、近傍家賃を基準にしてそこから算定しているということは、例えば工事費が幾らかかってももう最初から家賃は決まっているんだということというふうに、前の議会の答弁でお聞きしたんですけれども、そういうことなんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 建設していて家賃が決まるということではないです。一つの算 定の基礎の中に建設費は出てきますけれども、耐用年数に伴う減価償却とか掛け率とかいろい

ろあって、そこから近傍同種家賃というものを、その建物を民間で建てた場合にはどれぐらいの家賃になるのかということを算定をして、さらに町営住宅の家賃を折り戻すという考え方なんです。だから、町営住宅の建設をして、その金額イコール家賃が決定するということではありません。

あと、先ほどストックのチェックという話があったんですけれども、入居申し込みに当たっては収入基準が入居申し込みの基準になりますので、そこでしか算定しないんです。全く算定しないところで議論をされてもお答えが難しいというふうに思います。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 今、入居されている方を全然責めようと思っているんじゃないんです。 町営住宅についてはいろんな問題が今出ているんじゃないかと思いまして、その中の一つとして、例えばちょっと異論ある方から聞いた話ですと「あそこの世帯はもう随分世帯数も多いし、総収入とするとかなりふえている」と、「だけどもまだいる」という話も聞いているものですから、入居後のチェックもされているのかということでちょっとお聞きした話です。それはいろんなあれがありますので、今その方々を責めるという話ではありませんので、ちょっとこれは置いておきたいと思います。

先ほどの家賃の件なんですが、前の都市建設課長の話ですと建設費そのままイコールにはなっていないと。それを踏まえた上で近傍の家賃を見て、それで類推するという形というふうに聞いているんですけれども、それでよろしいんですね。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 先ほどの答弁と重なりますけれども、そのようにお話ししたつもりでした。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 済みません。

それで、家賃収入について私なりに、例えば北船岡町営住宅2号棟の件について民間だったらどのくらいの家賃をとるのかとちょっと計算してみたんです。ライフサイクルコスト、その中に必要経費も全部入っているんですけれども、それを計算して、ライフサイクルコストの出し方については鹿島建設が今そんなシミュレーションをやっておりますので、その値を参考にしました。土地については、新生町で売買の件がありましたので、ちょっと離れておりますが、そこの単価をもとにして計算して、耐用年数50年として、あそこの建設費、土地周辺のものも含めて約9億円、土地が平米当たり2万6,400円という形で計算していきますと、大体年

間1,900万円ぐらいの家賃収入がないとペイしないんです。それも、最初のほうは毎月同じ金額でいったという場合でして、50年後にはかなり家賃が安くなっていくかなという形を考えて、そうすると初年度のほうはかなり高くなってきますので、1,900万円ぐらいの金額をいただかないとペイしないという形。これを例えば半分ぐらい公営住宅であれば国からの助成があるというふうに計算しても、先ほどの毎月80何万円ですか、86万円だったかな、そのくらいの計算をしていくと全然合わないです。そうすると、この金額についてはずっと一般会計から補塡し続けるという形になるんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 先ほど町長答弁しましたとおり、最初86万円というのは平成27年2月分の家賃なんです。これは単純に12カ月掛けますと1,000万円を超える額になります。 それから、平成24年度についても2カ月分の家賃という、それから平成25年度から1年分12カ月ということでお話をしてきていました。町営住宅につきましては使用料については建設コストの償還にも充てていきますので、耐用年数70年ですので、70年で計算をさせていただきますと使用料で建設費をペイできるという計算になります。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 実際70年という計算なんですが、70年たちますと例えばライフサイクル コストもかなり違ってくると思うんですけれども、建設費の何倍ぐらいと見た数字ですか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 現在の考え方は、ライフサイクルコストというよりも建設費に対して収入がどれだけ当たるんだろうかという表現でしたので、今使用料で回収できるというふうになります。ただ、長寿命化計画は建てる前の古い建物の長寿命化計画ですので、いずれ長寿命化計画ということを考えたときに数年に一度例えば塗装をするとか、そういったもののもう一度積み上げを、でき上がったものに対してつくって、これを加算していって回収できるかどうかということになろうかと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) わかりました。それは建設費をそのままペイしようとすると70年でそういう形ということだと思います。ただ、私が考えて計算したものは、そこに建物があればその維持管理費はかかる、そしていずれその修理もかかってくる、10年、20年という形でオーバーホールも出てきますし、その費用をライフサイクルコストと見て、鹿島建設のほうでは大体3倍ぐらいはかかるんじゃないかというふうな計算を一応しているんです。それをもとにして計

算をやったんですけれども、例えば北船岡町営住宅2号棟につきまして全世帯が裁量階層世帯のEランクとして計算したとしても182万円の家賃収入なんです。そして全体の必要から見るとやっぱり私が出した民間のコストからすると20%ぐらいしか当たっていないんです。そうすると、前の都市建設課長が話をされた数値と大体合致しまして、コストの20%ぐらいを家賃収入としていただいていますということに大体符合するので、このくらいというふうに私は思っていたんです。そういうことで家賃収入で建設費をとにかく70年でペイするということであれば、それはそれで一つの考え方だと思います。

ただ、今柴田町には「はらから福祉会」という事業所があるんです。そこのホームページを見ますと、いろんな障がいのある方、自分で働きながらひとり住まいをしようという形でやっていく場合には、1部屋7万円いただいているんです。そういった形、もう一生懸命働いて、自分たちでそれを働きながら支払っていくという方々もいらっしゃるわけです。そういう方からすると、ちょっとこの出し方が低過ぎるのかなという感じはしますし、ただそれを余り上げ過ぎちゃうと今度建てかえの問題も出てきますし、住みかえるという方も出てくるので、もう本当に難しいところなんですけれども、この家賃収入、そういったものはこれからもずっとこのままで行くような計画でおられるんでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) まず一つ確認のためにお話をさせていただきますと、70年でペイをするということで、先ほどお話ししましたけれども、あくまでも耐用年数が70年ですので、70年で割り戻しているんです。決して金額を合わせるために70年という算出をしていないので、そこのところはご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、収入がこのままでいくのかということなんですけれども、裁量階層の一番高い人ですと5万1,200円になるんです。こういった方が多く住まわれれば、家賃は上がりますし、ランクが一般階層だと4段階ありますけれども、一番低いところでいけば使用料が落ちますし、入居者の収入によって家賃が変動しますので、このまま行くのかと言われるとなかなかお答えしにくい、収入については若干の変動が伴うということです。

それから、先ほどの70年で建設費というお話をして、ライフサイクルコスト、LCCが入っていないんじゃないかという話なんですけれども、たまたま9億円という概算で秋本議員おっしゃった建設費を70年で、今現在の使用料が減価償却とともに落ちていく計算をしていっても、その額に相当する使用料が生まれてくるんです。ただ2分の1は国費が入っていますので、だから半分は維持管理、ライフサイクルコストに回るという考え方になるんです。ですか

- ら、先ほど2割以上もライフサイクルコストを見込んでも70年で建設費用をクリアできるというふうに考えています。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) わかりました。

それでは、先ほどちょっと私聞き漏らしてしまったんですが、高齢者のパーセンテージです。65歳以上の高齢者世帯、済みません、もう一度教えていただきたいと思うんですが。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 398世帯に対して102世帯ですので、25.6%になります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 25.6%。そうすると、町の「健康しばた21」からデータをとりますと、 柴田町全体では21%という数字が出ておりますので、ここから比べるとやっぱり高齢化は普通 の世帯よりも進んでいるのかというふうに思います。

それと、平成19年に議会で話が出てきたときには、60歳のデータなんですが、45%という話も出ておりました。ですから、一般のところよりも高齢化がかなり進んでいるということは言えるんじゃないかと思うんですけれども、それに対する対応というのは何か特別されていることはありますか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 高齢化に対しての対策ということで、必然的に年齢を重ねていきますのでちょっと私たちはなかなか手は打てないんです。ですので、高齢化の波が町営住宅に来ているという表現はよくされるんですけれども、町営住宅につきましては当然年齢制限がありますので、単身で入られる方については原則60歳以上、昭和31年4月1日以降ですから59歳までオーケーなんですけれども、というふうになるんです。町内全域を見渡せば、学生の場合は18歳でも1戸の住宅に住むことができるんです。そういったものと比較をして町営住宅の高齢化が高いというのは、数字の読み解き方で若干変わってくるのかと。ただ、年々年を重ねていますので、町営住宅も漏れることなく今後高齢化は進んでいくのかというふうに考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 私が21%と言ったのは、「第2期健康しばた21」というものに出ていた データをそのまま出したものですので、これがどのくらい信用度があるかというのはちょっと 私は言えないので。ただこれからいろいろ考えてきたときに、先ほど長期入居者は16年ぐらい

というふうに聞いたんですけれども、実際我々が考えているとき、一番最初と想定した考えとすると、例えば柴田町に住んで将来自分の家を持ちたいんだけれども、今はストックがないので町営住宅に入って、そこである程度資金をためて、いずれ一戸建ての住宅を買う、あるいはマンションを買うというふうな世帯が一つのストーリーと思っていたんですけれども、実際そういう波が今町営住宅の中にありますか。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 若い世帯の方ですと、最初結婚されて、例えば子供さんお一人と一緒に町営住宅に入られて、ある年数を過ぎると民間のほうに、もしくは最近では余り多くないと思うんですけれども、多分、自分の持ち家を持つということの傾向は続いているとは思います。ただ、先ほど町営住宅が長いのは当然低廉な家賃で生活、新たなステップアップをするための一つの住宅提供でもありますので、ただ高齢化が進めばそこからひとり立ちをして、持ち家を持つというのはなかなか難しいでしょうし、民間のほうに移られるというのもなかなか難しいんではないのかというふうに思います。
- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かにそのとおりで、実際入って低廉な家賃で住み続けることができるんであれば、これが一番いいわけです。ただ、そういう方々のために柴田町は町営住宅をつくっているのかということをもう一回ここで問い直す必要があると思うんです。というのは、何のために柴田町は町営住宅をつくっておられるのか、その一番最初の基本について、これは町長にお聞きしたいんですけれども、柴田町はなぜ町営住宅をこれだけつくることになっているのか、施政方針演説を見てもかなりのウエートを置かれておりましたけれども、その基本理念はどこにあるのか教えていただきたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 秋本議員からご質問いただいたとおり、公営住宅法第1条にあるとおりでございます。「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で貸していく」という、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」というところに理念を抱いて、町営住宅の整備をするということになります。ただ、民間住宅もあるんでないかという議論が一方で出てくるんです。公営住宅の占める割合、いろいろ調べさせていただきますと、あるパーセントはどこに行っても公営住宅が一般の国民生活を支えているという事実もありますので、この理念に立って必要な住宅を整備しているという状況です。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) わかりました。私は町営住宅を否定するつもりは全くないので、ただそのあり方が少し変わってきているんじゃないかという論点から今お話をさせていただいております。

それでは、家賃滞納の件もあるんですけれども、今489戸いらっしゃるんですけれども、その中で生活保護を受けておられる方もいらっしゃると思うんですが、何人ぐらいの方が町営住宅に住まわれて、受けられているのか教えていただきたいと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 52世帯ありますので、13%です。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) それでは、先ほど公営住宅法の第1条という形で「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を低廉な家賃で提供し」と、これと同じような文言が生活保護法の中に入っているんです。生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護があり、これを住宅補助という形で、これも出しているんですけれども、その方は同じ目的の福祉を二重に受けているということになるんですけれども、それはどういうふうにお考えですか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) ご答弁申し上げます。 町営住宅の家賃につきましては、県の生活保護費ということで家賃は全額、所要額は支給されているということになっております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 私は先ほど言いましたように住民の中にちょっと不公平感が漂っているというのは一般的に言えるんじゃないかと思うんです。なぜそういう形が起きるのかというと、例えば今のような話がありまして、今町営住宅のほうがかなり高齢化していて、逆に本当に入りたい人が入れないというか、人気があるところだと二十数倍の倍率があるということになってきているんですけれども、ここのところで例えば今本当に柴田町で住宅を必要としている方、それはどういう方々が必要としていると想定されていますか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 多分公営住宅、町営住宅もそうですけれども、公営住宅を求める方は収入基準額の低い方がより多いのではないかというふうに、具体に統計をとるとかそういった数値というのは出ていませんので、一般的に考えますと収入の少ない方のほうが公営住

宅を望む傾向にあるのではないかと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) そういったことをいろいろ考えてみると、例えば柴田町の公営住宅、公的資金を使って、先ほど言ったように低廉な家賃設定でお貸しできるもの、そういったものは、間口を広げるのも今までの住宅ではいいんですけれども、それじゃなくて、本当に住宅を必要としている方、そして民間ではなかなか貸したがらない人、民間の不動産屋とかそういったアパート業者が貸したがらない人に積極的にその部分を、公的資金あるいは公的な援助という形でその部分に最低限の住居を提供していくということも一つの考え方じゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 民間の不動産屋が貸したがらない人というのはなかなか非常に抽象的で、扱いにくいんですけれども、そういったことではなくて、公営住宅については基本的には公募の形で入居するということにしていますので、広く広報して募集をすることで、住宅を必要としている方に情報提供できているんではないかというふうに思っています。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かに応募があって、逆に言うと二十数倍、例えば25倍だとして、その方が応募されてきて1件だと。そうすると、あとの24件の方は入りたくても入れないという方が実際いらっしゃるわけです。そういった方々に対することをこれからずっと続けていくとすると、例えば永久に同じことの繰り返しというか、くびきから逃れられない、次から次につくっていかないと間に合わないような気がするんですけれども、いずれそういったことはなくなると考えていらっしゃいますか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 済みません、ちょっと私の理解が足りなくて申しわけありません。当然申し込みが多くて外れる方は出てくるんです。その傾向が将来的に少なくなるかと言えば、ちょっとそれは想像しがたいというふうに思っています。なので、今必要と思われる二本杉町営住宅、新規でないですので、建てかえ事業を進めて、集約化をして、戸数も300戸の住宅を全体としては324戸にするとかという計画を立てて、そういった傾向、状況も踏まえて計画を見直しているんです。先ほど申し上げたとおり、将来ほかの耐用年数を過ぎた町営住宅をどうするということに関しても、いずれいろんな状況を踏まえてということになりますので、柴田町に多くの方が住みたいという状況があって、民間の需要がなければ、これは極端な

言い方なんですけれども、町営住宅を構えて多くの人を迎えるという場面もあろうかと思うんですけれども、いずれ人口減少ですので、なかなか大きなそういったうねりは来ないとは思いますので、今ある町営住宅を、今需要が非常に高いですので、できるだけ多くの人に住む機会が設けられるように建てかえをしながら、今後の計画も考えていきたいというふうに思っています。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 確かに今課長が言われたように、倍率が1倍になって全ての希望者が町営住宅に入れるということはまずないと思うんです、私は。これからずっとです。9棟だったところが100棟になろうが、いずれ低廉な家賃のところには希望者がどんどんふえてくるというふうに思います。片方でどんどん高齢化が進んでいって、空き家もふえてくるという形、これをうまくミックスしていかなくちゃいけないと思うんですけれども、これからちょっと提案に入りたいんですけれども、例えば募集するときに一種の期限つき入居という形を考えていって、例えば10年、高齢者の方は10年というわけにはいかないと思うんですけれども、ある程度の若年の方々に対して期限を切って、10年なら10年という形で募集するということも一つの手じゃないかと思うんですけれども、それはどうですか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 正式な場面で私たち協議はまだしていないんですけれども、担当レベルではそういった期間を定めてという方法もあるのかどうかという点ではいろいろ話はしているんですけれども、なかなか公営住宅、町営住宅の難しさというところがあって、民間のように定期借家で設けて、何年来ました、はい出てくださいという状況にはないんです。あくまでも町営住宅に住まわれている方が自立、みずから立ち上がれるようなことを支援するという一つの考え方もありますので、なかなか期限を切ってというところに踏み込むのはまだまだ早いのではないかというふうに認識はしています。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) それと、これももう一つの提案で、すぐにお答えいただかなくていいんですけれども、例えば今みたいな町営住宅をどんどんつくっていくという手もあるでしょうけれども、ここで簡単に家賃補助という形に切りかえていって、実際住まわれる方、本当に困窮している方々に対して民間住宅に入っていただいて、その分の家賃を補助するという、これも一つの公営住宅の精神にのっとっていけるんじゃないかと思うんですけれども、こういったことは考えておられませんか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 公営住宅の考え方、将来的にはそういったことを視野に入れるかどうかは別にして、まずは公営住宅は低廉な家賃で住まわせるという状況をつくることですから、民間に行って家賃を補助しますということでないですので、民間に行く人の数ははるかに多いわけです。ですから、そういったことも計算の中に入れて、議論をしっかりしなくてはならないのではないかというふうに考えています。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) これも私の一つの提案なんですけれども、グループリビングとかコレクティブハウスという一つの考え方がありまして、例えばグループリビングであれば高齢者、これは自分で自分の身の回りのことが全部できる高齢者という前提なんですけれども、そういった方々が例えば一つの家に共有のリビングを持っていく、あるいは共有の食堂を持っていく、一部のところが重なるような形をしながら共同生活をしていくということも一つの手としてあると思うんです。もう一つは、その中にコレクティブハウスというのがありまして、これは高齢者に限らずに世代を問わずにそういったグループが入っていって、一緒に共同生活をするということもこれから考えられるんじゃないかと思うんですけれども、こういった話が今まで出たことはないでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 具体に机上に上げて議論したことはないんですけれども、町営住宅の中に集会室みたいなところを併設をして、入居者に利用していただくという考えは過去にもたしかあったと思います。ただ、今議員から提案をいただきましたので、今のお話のグループリビングとかについてはこれからの大きな課題になっていくというふうに思いますけれども、これを公営住宅として受け入れるのか、民間の住宅を活用して展開していくのか、これは十分議論する、時間をかけてゆっくり話し合う必要があるんではないかというふうに考えます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) それともう1点。今、槻木にシルバーハウジングがありますけれども、 これは県営住宅でやっているんですけれども、そういったことをこれから町営住宅の中に取り 入れていくという考えは今までなかったですか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- **〇**都市建設課長(加藤秀典君) その考えも一つだというふうには思っています。ただ、繰り返

しになりますけれども、二本杉町営住宅の建てかえにつきましては今住んでいらっしゃる方を まず新しい住宅に戻すということを優先的に考えていますので、将来、町営住宅のあり方を考 えるときにはそのようなことも視野に入れながらいろいろ議論をしていきたいというふうに思 います。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 先ほど言いましたように、今すぐ答えということじゃなくて、これからの町営住宅の考え方の一つとしてこういうこともあるんじゃないかということで今ご提案しているんですけれども、そのほかに例えば国土交通省でやっております「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」というのがありまして、いろんな提案を募集しているんですけれども、こういったことはご存じでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 済みません、改めてしっかり勉強させてください。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 先ほどいろいろな提案をしたんですけれども、そういったことについて 例えば先進的な事業という形で国土交通省のほうもいろんな提案を募集しておりまして、これ は日本全国で募集しておりまして、例えば建築士会であるとか建築士事務所協会とかそういったところと共同の形で、これからの公営住宅を提案していく新しいやり方を考えるということ に対して、国交省自体が補助をして、やれという形で補助金も出しているんです。ですから、こういったことを利用して、民間の知恵をとって、そしてやっていけばかなり違うやり方があるんじゃないかと思うんです。例えばコレクティブハウスとかグループハウスについて、地域 優良賃貸住宅制度を使うことも可能なんです、制度を読んでみますと。例えば25平米以上とかいろいろ居住はありますが、その中に構造とすると省令耐火構造であればそれでいいという形があるんですけれども、この省令耐火、省令準耐火構造についてちょっと説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 今の町営住宅では、例えば準耐火構造にすれば神山前町営住宅 とかそういったものになってこようかと思います。耐火構造ですとコンクリートとか、今建て ている部材になっていきますので、それは考え方で分かれていくというふうに思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- 〇4番(秋本好則君) その耐火と全く違いまして、省令準耐火構造というのは木造でできるん

です。木造でできて、例えばプラスターボードで囲っていく、ファイヤーストップをつけていくということだけで、省令準耐火構造にはなり得るんです。そういったことをやっていきますと、国のほうでおおむね45%補助金を出してくれますし、例えば家賃補助も出てきます。そういった形で、今民間のほうにいろんな空き家とかそういったものがありまして、いつだったか議会懇談会で話があったときに、「今随分、俺の家も子供がいなくなっちゃって、空き部屋ばっかしだ」という形で、「何とかしてくれないか」という話が聞こえてきました。そういったところも、地域優良賃貸住宅制度、こういったものを使いながら中を改造していって、そしてそれをグループリビング、コレクティブハウス、そういったものに改造していって、そこに例えば二本杉町営住宅の高齢者の方々に入っていただくということも十分可能だと思うんですけれども、これは決して夢物語じゃないと思うんです。そういったことを、例えば町営住宅はとにかく住宅をつくるのが目的だという形をちょっと置いて、そうじゃなくて本当に住宅を必要としている方々にすぐに住宅を供給できるようなことに切りかえていくということもこれから一つの考え方として出てくるんじゃないかと思うんです。ですから、これは今すぐにやれという話じゃなくて、そういった考え方もこれから踏まえた上でこれからの町営住宅のあり方というのを考えていくことも一つの手じゃないかと思うんですけれども、どうですか。

- 〇議長(加藤克明君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(加藤秀典君) 先ほど神山前町営住宅の話をしましたけれども、あれは準耐火 構造の上で中耐火になっていますね。失礼しました。

町営住宅はつくることが目的ではないです。所得額の低い人たちの住居を確保するということですので、つくればいいという考えではつくってはいないんです。ですから、そこのところは理解をお願いしたいというふうに思っています。

それから、ただいま準耐火構造ということで、最近は木材をクロスさせて、それで耐火力を 上げて構造の指針を示そうと国のほうでも出ているようですけれども、そういった形で木造の 需要というのも当然出てくると思います。だから、その件につきましても今後の町営住宅のあ り方、存続の仕方についてもそういったことも入れながら考えていくつもりでおります。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○4番(秋本好則君) 先ほど言われたやつはクロス・ラミネイティド・ティンバーの話だと思うんですけれども、そういった木造に限らず、今課長が言われたように住宅をつくればいいという話じゃないと、これはそのとおりでして、いかに柴田町の住民、住みたいと思う方、そういった方々に安い住宅を提供できるか、そこに根幹があるんじゃないかと思いますので、例え

ば今使えるような地域優良賃貸住宅、そういったことでも十分できますし、そして空き家対策の一つの手段にもなり得ると思うんです。そして、今高齢者の方々にグループリビングが人気があるというのは、ひとり暮らしの不安というのが随分あるんです。そういったものも、こういったグループで住む、そして例えば若い世代が入っていかなければそういった方々にそういった家に入るときに1日1回でいいからそういう高齢者の方々に電話するなり、顔をのぞきなさいというような義務づけをする、そして一緒に住むということだけでも、かなり地域が違った顔が出てくるんじゃないかと思うんです。そういったこともぜひ考えていただいて、これからすごく柔軟な考え方で町営住宅をやっていただければ幸いだと思います。こういったことを提案しながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(加藤克明君) これにて4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

次に、12番有賀光子さん、質問席において質問してください。

[12番 有賀光子君 登壇]

〇12番(有賀光子君) 12番有賀光子です。

大綱2問、質問いたします。

### 1、認知症支援の取り組みは。

国は、ことし1月27日、認知症の人への支援を強化する認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)を正式に決めました。本人や家族の視点を重視した施策の推進がその柱になっています。団塊の世代が75歳以上になる2025年までを対象期間としています。この年には65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になるとの推計を提示し、基本的理念として認知症の人の意思を尊重され、住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を掲げています。その上で、認知症の人がみずからの言葉で語る姿などを発信するなどの啓発推進や、65歳未満で発症する若年性認知症への支援強化など、次の7つの柱を示しました。

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進。
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供。
- ③若年性認知症施策の強化。
- ④認知症の人の介護者への支援。
- ⑤認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進。
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発 及びその成果の普及の推進。
  - (7)認知症の人やその家族の視点の重視。

また、認知症の早期診断、対応につなげるため、初期集中支援チームを2018年3月までに全ての市町村に設置する方針が盛り込まれました。初期集中支援チームは、看護師らが認知症の疑いのある高齢者の自宅を訪問し、早期発見につなげるものです。かかりつけ医の認知症対応力を向上させることや、認知症サポート医の養成も掲げています。認知症地域支援推進員が患者本人や家族の相談に乗り、在宅生活をサポートする取り組みも2018年度から全市町村での実施を目指す方針です。そこで伺います。

- 1) 認知症になると、「考えることができなくなる」「日常生活ができなくなる」「いずれ自分自身のこともわからなくなり、意思も感情もなくなる」など、認知症の方の家族や地域には認知症について根強い偏見があります。認知症の方が、今までどおり暮らしていくための取り組みは。
- 2) 我が町の認知症サポーターの人数は。また、サポーターが患者と家族を手助けする仕組みについて、どのように展開しているのでしょうか。
  - 3) 初期集中支援チームの設置の考え方と取り組みは。
  - 4) 若年性認知症の方の交流の場や就労支援などについて、現状と課題は。
  - 5) 認知症患者の見守り体制、消費者被害や交通事故防止などの体制は。

#### 2点目、子育て支援の取り組みは。

待機児童の解消などを目指す子ども・子育て支援新制度が4月から始まります。財源となる消費税の税率10%への引き上げが延期されましたが、予定どおりの実施となりました。子ども・子育て支援新制度のための予算については、優先すべき施策として4,844億円が計上されました。保育の受け皿整備や放課後児童クラブなどの待機児童対策、妊娠から子育て期にかけて親子をサポートするワンストップ拠点の整備など、我が町はこの予算をどのように新制度へ反映させるのか伺います。

以上です。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 有賀光子議員、大綱2点ございました。

第1点目、認知症関係で5点ございます。順次お答えします。

1点目、認知症になった場合、「知られたくない」「地域での生活は困難である」といった 考えをお持ちの方もいらっしゃると思います。また、認知症を理解していないことにより偏見 が生じることもあります。認知症は加齢に伴う現象であり、年を重ねれば誰でも患う可能性が あるものという認識が必要です。軽中度の認知症であれば、家族の協力、介護サービスの利用により居宅においての生活の継続が可能であり、地域の方々の理解があれば認知症の方と家族が安心して生活を送ることができます。町では、まず認知症を正しく理解し、見守り、支援していただける輪を広めることが重要と考えています。

2点目、町では現在認知症サポーター養成講座をまちづくり出前講座のメニューとして実施しています。平成26年12月末現在、延べ1,532人の方が受講し、認知症サポーターとなっています。今後の認知症サポーターの活動としては、まずサポーターのフォローアップ研修を実施し、研修終了後は地域の身近な見守り役として活動していただきたいと考えているところであります。

3点目、認知症初期集中支援チームの設置は、国の認知症施策推進総合戦略の事業の一つであります。初期の段階で認知症と疑われる人やその家族を訪問し、アセスメントや家族支援を行い、自立した生活のサポートを行うものです。当チームは仙南地域の認知症サポート医、医療系職員の看護師、介護系職員の介護支援専門員など3名以上で構成されます。当チームの具体的な取り組みとしましては、認知症サポート医を中心にして、訪問や聞き取り調査などの結果から、チーム員会議によりどのように医療につなげるか、また居宅生活における介護支援などを総合的に検討していきます。さらに、初期集中支援での必要な治療方針や介護保険サービスが明確になった時点で、地域のかかりつけ医や地域包括支援センター、または介護支援専門員に引き継ぐものであります。

現在、仙南地域認知症サポート医は2名であります。増員も見据えながら、平成30年度からの認知症初期集中支援チームの活動ができるよう、平成27年度から認知症総合支援事業に取り組んでまいります。

4点目、日本における18歳から64歳の若年性認知症の有病率は、人口10万人当たり47.6人であり、本町に当てはめますと10.8人と推定されます。介護保険の要介護認定を受けている方1,428人のうち、40歳から64歳の第2号被保険者における若年性認知症の方は5人となっています。また、現在把握している要介護認定を受けていない若年性認知症の方は3人となっています。

若年性認知症の方や家族の交流の場については、「ダンベルサークル」「ランチを楽しむ 会」「しゃべり場」にお誘いし、世話人と連携しながら交流を図っています。

就労支援については、年齢が57歳以上であり、就労している家族などの支援で生活をしていることから、就労相談はありませんが、今後の相談に備え、就労に係る環境を整えてまいりま

す。

5点目、見守り体制としては家族や近所の方々の支援が欠かせません。現在、徘回への対応として警察のSOSネットワークシステムがあります。警察の捜索だけでなく、ラジオやタクシー会社に協力が要請され、行方不明者を捜索、保護する仕組みとなっています。また、柴田町地域包括ケアネットワーク連絡会では、徘回者情報連絡票を作成し、関係機関と状況の共有ができる体制を図っています。

消費者被害については、警察から不審情報が入り次第、地域包括支援センターによる介護サービス事業所への情報提供並びに民生委員への情報提供により、未然防止を図っています。

交通事故防止については、現在運転免許センターにおいて加齢による認知機能の衰えがあることから、現行の道路交通法により75歳以上を対象に記憶力や判断力を見る認知機能検査を3年に一度の免許更新時に義務づけています。実際に車を運転する講習も受けた上で免許が更新されます。

まず大切なのは、認知症になるとどんな運転となってあらわれるのか、本人や家族、周囲の 人がきちんと知っておく必要があります。町としましては、高齢者ドライバーの事故防止につ いての周知を図ってまいります。

大綱2点目、子育て支援の取り組みでございます。

平成27年4月から始まる新制度では、待機児童の解消とともに質の高い幼児期の教育・保育の確保が推進されることとなります。柴田町では、平成27年4月から3件の小規模保育事業者の参入を受け、待機児童の多くを占めるゼロ歳児、1歳児、2歳児の保育の受け皿と質の確保を進めます。また、平成28年度以降についても家庭的保育事業者、小規模保育事業者の参入を見込んで整備を進めてまいります。

小学生の保育の受け皿として、現在1年生から3年生までの利用で実施している放課後児童 クラブについては、小学校の空き教室や隣接施設利用の検討・調整を進め、平成30年度には6 年生までの利用拡大実施に向けて準備を進めてまいります。

また、現在実施している妊婦健診事業、乳幼児家庭全戸訪問事業を継続して実施し、子育て支援センターを核として実施している地域子育て支援事業についての周知拡大を進めることにより、多くの利用者に質のよい情報提供を行い、妊婦から出産、産後の子育てについて切れ目のない支援体制を充実させてまいります。

以上でございます。

○議長(加藤克明君) 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

- ○12番(有賀光子君) 柴田町の認知症の方は現在何人くらいいるのでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 昨年度末でありますけれども、介護認定を受けた方は940人となっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) その介護認定のうち、認知症の方の占める割合はどうなっているんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 昨年度末で、介護認定を受けた方は1,428人でありまして、認知症 の方は940人でありますので、約65%程度となっております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 柴田町における認知症の理解啓発活動の内容はどんなものがあるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 認知症理解啓発活動につきましては、本町としても最重点事項と考えております。毎年いろんな事業を展開しているところでありますが、平成25年度におきましては映画「毎日がアルツハイマー」というものを上映させていただきました。今年度でありますが、11月に槻木生涯学習センターにおきまして「認知症を知る講演会」という催しを行いました。こちらは専門医の先生と、あと実際に認知症の旦那さんを持った奥様の体験談ということで、開かせていただきました。また、今月号の広報しばた3月号におきまして、「認知症の方と家族をみんなで支えよう」という特集記事で町民の方々に知らせたところでございます。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 柴田町における認知症の方が10年後は何人くらいになると想定している んでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 厚生労働省のほうでは、10年後は約19%ぐらいになるだろうという ふうに捉えているようでございます。柴田町では、国の認知症のパーセントよりも現在約5% ぐらい低い状況でありますので、約2,300人ぐらいに通常はなるんですが、5%ぐらい低下と なると約千七、八百人ぐらいに、現状の状況で進めばなるのではないかというふうに捉えております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 国のほうのオレンジプランでは、在宅の暮らしの継続をうたっておりますが、さらに認知症の方はふえるということが予想されます。柴田町における認知症の方が入れる施設の状況というのはどうなっているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 認知症の方が入る施設としましては、グループホーム、また小規模 多機能居宅介護、特別養護老人ホームなどとなっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) それらのホームは入所者希望どおりに入所できているんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 認知症の方の施設ということだけでなく、介護の必要な方、総合的 になかなか全て入り切れていないと、待機者がいるという状況になっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 認知症サポーターの人数と展開のほうでお聞きいたします。柴田町で実施している認知症サポーター養成講座の内容をお聞かせください。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 認知症サポーター養成講座の内容でありますが、まず認知症というのはどういうことで起きるのか、アルツハイマーとか頭部傷害とかいろいろあるわけですけれども、そういったまず病気の内容を知りましょうということ。2つ目には、認知症になった方、また家族の方をどういうふうに私たちは見守って支援をすればいいのだろうかということ。あと、どういった介護サービスができるのかというようなことを知らせる養成講座となっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) オレンジプランの中で、若い方にも養成講座の受講をうたっていますが、町の計画というのはあるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) オレンジプランのほうでは、小中高並びに大学生とかそういった 方々にも広げていきましょうというふうにうたっております。私どもの町としましては、前回 槻木小学校の協力をいただきまして、6年生だったと思いますけれども、90分ほどの養成講座 を開催させていただきました。平成27年度につきましては、船岡小学校の協力をいただくこと

となっておりまして、まだ学年はわかりませんが開催をしていくということで進んでおります。

また、私どもで今検討中でございますけれども、金融機関の方にも知っていただきたい、また企業で働いている、実際認知症の方を抱えている社員がいらっしゃると思いますので、そういった方々にもこういうことを広げていって、皆さんがどういうふうにしてその方をフォローすればいいのかという社員の心、またその職場をまとめる方の企業としての考え方というものも広げていければよろしいかというふうに今計画を立てているところでございます。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 今、企業のほうもこれから取り入れていくというあれでしたけれども、 もう少し詳しく教えていただけますか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 認知症の方を親に持っている方が実際いると思います。どういうふうにしていいのかと思っていると思います。そういうご両親がいて、このまま仕事を続けていけるのかというふうに悩んでいる方もいらっしゃると思いますし、そういう介護家族の方を社員に持つ事業主の方々、そういった方々にもそういうことをご理解いただきたい。職場として、また従業員の福利厚生面として、そういうことで普及していければよろしいかという考えでもってやっていきたいと考えているところでございます。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O12番(有賀光子君) そういう企業のほうのというのは、今後希望というか、それはとってい くんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) いろいろ工場等連絡協議会のほうにお声がけしたらいいものか、あ とはどこか1カ所モデルということで進めていったらいいものか、今はそれを考えているとこ ろでございます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 認知症サポート医という答弁もありましたので、柴田町の医師のほうですか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) サポート医は宮城県で16名、専門の資格を持った方がいらっしゃいます。仙南地域では2人の先生となっております。先生は川崎こころ病院の石井先生と、仙南

サナトリウムの本多先生の2名となっております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 県内全部の市町村が実施するとなれば、サポート医の不足とはならないでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 私どもはその点について大変懸念しているところでございます。このサポート医の研修でございますが、国のほうでは現在全国で二百二、三十人のサポート医がいるということでありますが、オレンジプランで国家戦略ということでうたっておりますので、新年度500人まで伸ばしたいというのが厚生労働省の考えであります。また、サポート医を養成するというのは宮城県の事務の役割となっておりまして、県のほうにも基金が今回来ておりますので、そちらを活用しながら、サポート医の養成を県の医師会のほうに要請していくというふうに伺っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) チームにおけるサポート医の役割についてお聞かせください。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) サポート医でございますけれども、この方々は先ほど言いましたように資格を持った専門医の方であります。スタッフの中には医療系の看護師等が入ります。また、介護系の介護支援専門員が入ります。そういった方々に、いろんな進めていく上での牽引役ということで、いろいろアドバイスをするという役割を担っております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 1人当たりにする対応、する期間というのはあるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 国の基本によりますと、お一人当たりの認知症に係るサポートの期間ですが、原則6カ月となっております。実際進めていって、それ以上になる場合もあるかと思いますが、原則は6カ月ということになっております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 若年性認知症の方の課題についてはどのように考えているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- 〇福祉課長(鈴木 仁君) 若年性認知症といいますと40歳から64歳となりますので、やはり子

供を持っている世代、働く世代、柱の世代というふうに捉えております。実際柴田町についてはご相談はないというふうにお話をさせていただきましたが、高齢者の認知症というものは大分医療機関のほうでも広まっており、対応はできておりますけれども、若年というのはまだまだ専門医が足りないというふうに伺っております。また、検査の上でも高齢者の認知になりますとアルツハイマーの方が多いわけですけれども、若年となってきますとそれが精神的な鬱から来ているものかというような鑑別診断がされる場合もあるということも伺っております。その辺が難しいのかと思います。また、若いがゆえに認知症であるということを受け入れがたい、受け入れがたいがゆえに受診をしないというようなご自身の葛藤もあると思います。また、高齢の方ですとデイサービスセンターなどに行って一日を過ごすということもできますが、若いと、どうしても70歳、80歳の方の部屋に入って過ごすということに抵抗があるのではないか、なじめないのではないかというようなことがあります。また、経済面、就労面、また子供ということで、そちらの家庭的な面での問題もあろうかと思います。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 先ほど答弁の中で認定者が5名いるということでしたが、この方々の生活状況はどのようになっているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 5人の内訳でございますけれども、男性が2人、女性が3人でございます。その5人のうち、2人は施設に入ってらっしゃいます。また、2人は入院しております。1人は在宅で、サービスを受けながら暮らしているということになっております。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- **O**12番(有賀光子君) 介護認定を受けていない方が3人いるということでしたが、この方たち の生活はどのようになっているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 3人は全員女性でありまして、60歳以上の方となっております。ご 主人は就労しているという状況になっております。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 若年性認知症は少ない状況のようですけれども、交流の場の今後の予定 というのはあるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- **○**福祉課長(鈴木 仁君) 若年性認知症の方々につきましては、先ほど「ダンベルサークル」

ですとか「ランチの会」ですとか、地域包括支援センターのほうでお声がけをいたしまして、なるべく外に出ていただくということで図っているわけですけれども、新年度、船岡の駅前に新しい柴田町地域包括支援センターを開設した際には、若年性認知症の方々の居場所がないというのが現状でありますので、若い方々に集まっていただくサロンを開催しようというふうに考えているところであります。

- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 若年性認知症の世帯で、留意すべき点というのは何でしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 先ほど何点か、経済面とかいろいろお話しさせていただきましたが、大人はある程度理解はできると思いますが、やはり子供ですね、思春期の子供がいる場合はその辺の子供目線に沿ったフォローといいますか、そういったものが必要になってくるだろうと考えます。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 若年性認知症の方が働き続ける支援策というのはあるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 現在、柴田町では先ほど申しましたように実際若年性認知症の方は 年齢の高い方ですので、現実的には体験はしていないんでありますが、ハローワークのほうで その方のプランをつくりまして、ハローワークで抱えておりますジョブコーチをその方の職場 に派遣をしまして、勤務先の事業主の方との話、また実際一緒に働くのは同僚の方々ですの で、同僚の方々へこの方はこういう方なんですということを知っていただいた上でのご理解、 そういうものもいただくということで、対応していくということになっております。その辺か ら、例えば配置転換であるとか、また就労時間の短縮であるとか、その辺が総合的にジョブコ ーチと事業主との間で話し合われて、その方が働き続けていけるような体制をとるということ になっております。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 5点目の見守り体制のほうで、答弁の中で警察のSOSネットワークシステムがあるとのことですが、これを実際に活用したことはあるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 今年度、1件ありました。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。

- O12番(有賀光子君) その方たちのその後の暮らし、生活はどうなっているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 現在施設のほうに入所しております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 次に、消費者のほうの内容のこの件数はどうなっているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 消費者被害の件数だと思いますけれども、近年で3件ほどありました。 おれおれ詐欺などがありました。
- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) もう一度、その3件のおれおれ詐欺のあったのを詳しく教えていただけますか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 詳しい内容で、おれおれ詐欺も含めてということなんですけれど も、訪問販売などの被害は未然防止しましたのでなかったんですが、特殊詐欺ということで3 件ということのデータしか持っておりませんので、済みません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 幾らぐらいとか、金額とかはわかるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 済みません、金額は把握しておりませんでした。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 消費者の被害を防ぐために、町が実施していることはあるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 東北財務局のご協力をもちまして、向こうから職員の方が来ていただきまして、いろいろと講演会とかをしております。今年度も、最近なんですが今月に入ってから東北財務局のほうから消費者被害について出前講座をしますという声をかけていただきました。出前講座ですので、集会所などにも出向いてくださるということなので、大変期待して、有効なものだろうというふうに捉えております。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 柴田町における認知症の方の交通事故の件数は把握していますか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 交通事故でありますけれども、特に認知症ということで県に確認したところ、認知症というくくりでの交通事故の件数は把握していないということでありました。高齢者ということでありますと、これは日本のデータでありますけれども、平成25年、年齢階層別の免許保有者のうち、10万人当たりの交通死亡事故件数で75歳以上の高齢運転者は10.8件となっているようであります。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 認知症の方が運転免許証を失効した件数はわかりますでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 平成25年度のデータでありますけれども、認知症ということではないです、高齢者ということですが、警察のほうで検査をいたします。それで、認知機能が低下しているということで、免許が失効になった方は107人となっております。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 柴田町では何件というのはわかりますでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- 〇福祉課長(鈴木 仁君) 済みません、柴田町のデータはないということでございます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 高齢者の交通事故がふえていると報道されていますが、安全運転教室の 開催というのは計画しているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 警察のほうからお話がありまして、高齢者の方々を対象にした交通 安全教室を行いましょうという声が現在来ておりますので、新年度に向けて対応していきたい と考えているところであります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 認知症の改善に目覚ましい効果を上げて、海外でも現在注目されている 取り組みがあります。NPO法人で日本心身機能活性療法指導士会の会長の小川氏が開発し た、ゲーゴルセラピー、心身機能活性運動療法というのがありますけれども、これはご存じで しょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 初めて伺いました。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) これはゲートボールをもとにした運動療法ということで、高齢者、認知症の方にはゲートボールをするというのが改善がすごくすばらしいということで、そしてゲートボールというのは高齢者の健康づくりとか元気な高齢者の競技ということで、病弱な人や障がい者が参加するのは難しいということで、家の中でできるように開発をしたそうです。誰でも楽しく参加できるゲームを考えたということで、今全国で老人クラブや特別養護老人ホームを回って普及に努めているそうですけれども、これは柴田町でも今後講演として取り入れるということはどうでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 福祉課長。
- ○福祉課長(鈴木 仁君) 本日初めて伺いましたので、どういったものなのか、中身のほうを 私ども勉強させていただきたいと思います。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 認知症を初め鬱病とか脳卒中、脳性麻痺とか自閉症などの症状も改善したということで、あと症状のひどい方がクリニックでセラピーを受けたところ、わずか2カ月間で症状が大きく改善したというふうに載っておりました。そういう意味でも、かなり効果があるということで、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(加藤克明君) 要望ですね。
- O12番(有賀光子君) はい。

次に、子育て支援のほうの取り組みでお聞きします。

現在の待機児童数を教えてください。

- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- O子ども家庭課長(長谷川 敏君) さきに31人という数字を発表していますけれども、今度の 4月からのやつ、まだ決定はしていませんけれども、今のところ35人くらいいるのではないか と。ただ、その中から小規模のほうに移っていく方がいるので、そこから若干減るだろうとい う予想をしております。
- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) そうすると、現在35人が待機で、そのうち小規模のほうに移る方もいらっしゃるということで、何歳ということはわかりますでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 〇子ども家庭課長(長谷川 敏君) 今、毎日のように流動している数字でございます。年齢別

- のやつは今手元にございません。申しわけありません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 今現在、働くお母さんがかなりふえているということで、待機児童も結構多くなっていると思うんです。その中でも4歳と5歳で待機はいるんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(長谷川 敏君) 今現在の正式な待機の35人というのは流動的だと。前の31人という数字を見ると、3歳未満が60%くらい。3歳が少し多くて、4歳、5歳というのは若干名ということになります。数字的には、4歳が4名、5歳が1名ということでございます。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) 4歳が4名、5歳が1名ということですか。柴田町には3保育所ありますが、3保育所の中で待機というのは結構あったんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(長谷川 敏君) 3保育所での待機ということですか。(「はい」の声あり)今の数字はあくまでも保育所に申し込んで、入所できなくて待機の申し入れをした人という数字ですので、保育所の待機という形になります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) そして、もう来月から入所が始まりますけれども、この方たちはどうするんでしょうか。町としての対応は。
- 〇議長(加藤克明君) 子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(長谷川 敏君) 町長答弁でも言いましたように、新しい小規模保育所が3カ所できます。ただ、3カ所できたから全て待機児童が解消できるかというと、それはなかなか難しいということです。若干減るということになります。5年かけて待機児童をゼロにするということですので、すぐには待機児童はなくならないということになりますけれども、この待機の方はあとどうするのかということなんですけれども、やっぱり状況を確認しながら、もし保育所があけばすぐに判定委員会を開いて、待機児童の優先順位の高い人から即入所していただくという作業をとっております。小規模保育所ができれば、小規模保育所のほうにもそういうふうな手当てをしたいというふうに考えております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○12番(有賀光子君) どうしても今現在働いているお母さんたちが多いということで、保育 所、私が聞いたところでは最初90人ぐらい待ちがあったというお話も聞きました。そしてなか

なか保育所には入れなくて、ほかの幼稚園も紹介していただいたんだけれども、どうしても遠くのほう、ほとんど私立も埋まって、そして入れなくなったということでお話もありました。 亘理町では保育所が5つあるんです。そういう意味で柴田町は3個というのは足りているんでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(長谷川 敏君) 足りているのかという問題ですけれども、年々子供の数が減っているというのは先ほどの中で出てきました。今、私立の幼稚園と保育所の定員を合わせるとちょうどいっぱいの状況です。ただ、年々減っていくとなると、今から定員をふやすというのはちょっと考えられないという感じはします。保育所ではないんですけれども、熊野幼稚園は大河原町から70人を受けています。ですから、柴田町の定員は十分間に合うという形になります。ただ、保育に欠ける児童をじゃあ全員賄えるかというと、待機がいるということですから賄えない。じゃあどうするのかということになりますけれども、私立の幼稚園で今一時預かりをやっていただいています。それを充実させていただいて、保育所の代替をやっていただくという形をここはとりたいというふうに思っています。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 少子化、高齢化で年々子供が減っているということですけれども、逆に働くお母さんが多いから年々ふえていると思うんです、預ける子供たちが。そういう意味でも、もっと必要になると思うんですけれども、町では保育所を新しくふやすという考えは持っていないということでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 町長。
- ○町長(滝口 茂君) 保育所なんですが、国は公の施設から民間へということで、保育所の建設費用については地方交付税を民間のほうへの補助金に切りかえておりますので、柴田町が保育所を建てるというとその財源は全部一般財源でなければならない。それから、職員の人件費も地方交付税というふうにたしかなったと思っております。これが一つ保育所をふやせない理由でございます。もう一つは、先ほど子ども家庭課長が言ったように子供が減っている中で保育所をふやせば、幼稚園から多分保育所のほうに相当流れてきて、民間の幼稚園はどこか経営が破綻してしまうという懸念がございます。ですから、単に保育所をふやせばいいというものではありません。保育所をふやすと、国が公の施設に資金を提供するということで変わらない限り、なかなかこれは難しいということなので、国の政策の転換を待たなければならないというふうに思っています。最終的には子供の数が減るということ、それから幼稚園から保育所、

保育に欠ける子供、要するに若い人たちは両親共稼ぎでないと生活できない、ここに根本的な メスを入れない限り、イタチごっこになってしまうというふうに思っております。

- ○議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) では、行く行くはこども園のほうを導入というか、町では考えていくということでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。
- 〇町長(滝口 茂君) こども園の対象として内部で意見調整をしたんですが、第一幼稚園がご ざいます。柴田町の幼稚園を認定こども園にすれば、保育所へ預ける定数はふえます。その 分、幼稚園の数が減ってまいります。まずそれについて保護者の方の理解が得られるかという ことが一つございます。それから、幼稚園では気になる子供を預かってくれません。幼児型児 童館が3つあったときには、それぞれに分散して気になる子供を預かっていたんですが、今は 第一幼稚園に集中する傾向がございます。ですから、この辺の気になる子供の手当てもしてい かなければならないということでございます。国の方針について伺いましたら、将来は全て認 定こども園の枠の中に入る。ただ、幼稚園は幼稚園として存続できるし、保育所は保育所で存 続できるということでございます。ですから、私としましては民間との役割分担の中でどうし ても保育所をふやすということであれば認定こども園の理解を議会の皆さんから得なければな らない。議会の皆さんの理解を得るということは、議員の皆さんにも第一幼稚園は将来保育所 と幼稚園の2つをひとつ屋根の下で運営することになる。ということになりますと、民間の幼 稚園の定数を保育所は食ってしまう。それだけ民間の経営を圧迫する、そういう問題も、今か ら時間をかけて話していかないといけないんではないか。ですが、単に認定こども園、保育所 をふやせということにはいろんな要素が絡まっているということも、町民の方に、若いお母さ んに話していただかないと、認定こども園に第一幼稚園が動き出したときにまた幼児型児童館 を廃止したように大変な混乱を生じてしまうということでございます。ですから、皆さんから も将来の保育所と幼稚園のあり方についていろんな方のご意見を聞いて、この議会でもご発言 をより多くいただけると私も判断しやすいということになりますので、よろしくお願い申し上 げます。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) 放課後児童クラブ、現在3年生以上の方は何名いるんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君)答弁を求めます。子ども家庭課長。
- **〇子ども家庭課長(長谷川 敏君)** 原則3年生までということになります。ただ、やっぱり支

援を必要とする子とか気になる子を若干入れているということで、現在5名です。4年生が3 人、5年生が2人ということになります。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O12番(有賀光子君) これも行く行くは6年生まで受けるということですので、あと先ほど町 長のほうからもお話ありました認定こども園もまず保護者としっかり話をして進めていくよう なお話がありましたので、しっかりこちらのほうも保護者の方の理解を得てやっていただきた いと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長(加藤克明君) これにて12番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時50分再開いたします。

午後2時37分 休 憩

午後2時50分 再 開

〇議長(加藤克明君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番広沢真君、質問席において質問してください。

[11番 広沢 真君 登壇]

〇11番(広沢 真君) 11番広沢真です。

大綱2問、お伺いします。

1問目、放射性物質汚染廃棄物の処理について。

東京電力福島第一原子力発電所事故で汚染された指定廃棄物について、ことし1月28日の茨城県市町村長会議で、現在茨城県内14市町で行っている分散保管の継続を視野に、処分方法を検討するという方針を決めたということが報道されました。国の方針は、関係5県に1カ所ずつ処分場をつくる方針ですが、茨城県では地元が分散保管を決めれば認める方向だとも報道されています。

一方で、仙南地域で汚染された稲わらや牧草を多く保管している自治体から、昨年、仙南地域広域行政事務組合で処理できないかという要望が出されたというふうに聞いています。柴田町では汚染された稲わらや牧草、堆肥などの保管量は他自治体に比較して少なく、また8,000ベクレル以下とされているため、大きく話題になっていません。しかし、仙南広域に要望とし

て出されている一般廃棄物との混焼で処理することなどは、柴田町にもかかわってきます。現在どのような議論がなされていますか。また、仙南広域の理事である町長はどのように考えているのかお伺いします。

- 1) 一般廃棄物と混ぜて焼却する混焼についてどのように考えますか。
- 2) 柴田町の個別農家で保管されている8,000ベクレル以下とされる汚染牧草や汚染堆肥について、今後どのようにしていくのでしょうか。

大綱2問目、子ども医療費助成制度の所得制限の撤廃を。

柴田町の子ども医療費助成制度は、義務教育終了時点まで拡充され、県内では高い基準になっています。子ども医療費助成制度は、今や全国でほぼ当たり前の制度になっており、子育て支援策の大きな柱の一つとも言えます。そして、助成制度を設けている自治体の中では所得制限の撤廃にも足を踏み出しており、子育て中の保護者に歓迎されています。柴田町でも、次の段階として所得制限をなくすということがさらなる子育て支援に必要なのではないでしょうか。

以上、お伺いします。

〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 広沢真議員、大綱2点ございました。

まず1点目、放射能関係でございます。混焼の問題です。

平成26年2月6日に市町長に対し宮城県環境生活部長より8,000ベクレル以下の牧草の処理 について、仙南地域広域行政事務組合で混焼による処理について初めて依頼があり、仙南広域 構成市町の担当課長等で今後の対策について検討を加えてきました。

平成27年2月6日、仙南地域広域行政事務組合の理事会後、宮城県環境生活部長より、昨年 同様に市町長に対して依頼があり、その場の懇談の席で市町長として今後角田衛生センターで の混焼について理事会のテーブルに乗せていく方向でよいのではないかという意見が大勢を占 めた段階でございます。

2点目、柴田町には現在対象となる汚染牧草はございません。農林水産省が定めている放射性セシウムを含む肥料、土壌改良剤、ここに堆肥が含まれますが、培土及び肥料等の暫定許容値は400ベクレルとなっています。柴田町では、宮城県が平成23年9月16日に検査し、放射性セシウム合計値が肥料等の基準値400ベクレルを超える2,500ベクレルが検出され利用自粛要請が出された堆肥約200トンが一時保管されています。

保管につきましては、農家所有地を仮置き場として、遮水シートを敷いて堆肥を全面防水シートで覆っています。現在の状況は、雨水の浸透はなく、堆肥が流れた痕跡もありません。現在保管している堆肥については、宮城県大河原家畜保健衛生所で再測定が可能ですので、測定の結果400ベクレル以下の場合は農林水産省の定める基準に基づき、肥料等に利用し、処分することになります。400ベクレルを超えた場合は現状のまま保管することとなります。今後も農林系の放射性物質汚染廃棄物については、宮城県や周辺市町と連携して対応を協議してまいりたいと考えております。

大綱2点目、子ども医療費の所得制限でございます。

子ども医療費助成制度は、子育て支援の重要な施策の一つとして平成20年10月から助成対象を順次拡大し、平成25年10月からは入院・通院ともに中学3年生、15歳到達年度末までとしました。このことによる平成26年度の医療費助成額は1億1,360万円となる見込みですが、これに対する県の補助金は1,500万円程度しか交付されず、残りは一般財源を充当することになりますので、大体1億円です、一般財源。

所得制限については、限られた財源を有効に活用し、持続可能な制度にしていくために、県の乳幼児医療費助成制度に準じて、一定の所得制限を設け、負担をお願いしているものです。

子ども医療費については、子供が生まれ育った環境に左右されず、どこでも安心して医療を受けられるよう社会全体で支えていく必要があると考えておりますが、一般財源の持ち出しが相当額となることから、国、県においても子ども医療費助成制度を拡充するよう県南サミット、県町村会を通じて率先して要望しているところです。今後、まちづくり全般に係る各種事業や財政状況を勘案しながら、子育て支援としてどのような支援策が最も効果的であるのか、子ども医療費助成制度を含め検討を行ってまいりますが、当面は現行制度での助成を行っていきたいと考えております。

- 〇議長(加藤克明君) 広沢真君、どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 汚染された牧草、それから堆肥の現状について、私の持っている資料とちょっと数字が違っていたので、確認したいんですが、県の畜産課の資料で昨年の7月現在の調査によると柴田町で8,000ベクレル以下の牧草が12トン、個別農家の管理で保管されているというふうになっているんですが、これはこっちの数字が間違っているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 仙南地域広域行政事務組合の理事会のほうで資料が提示された わけですけれども、平成26年の11月に各市町から報告されたというような数字でまとめてあり

ます。それで、2市7町の中で保管している数量なんですけれども、総計で4,476トン、保管 していないのが柴田町、大河原町、村田町の3町という内容になっております。

- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) そうすると、これ以後に調査をして訂正されたということで理解していいんですか。ちょっとその辺がわからないんですが。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 以前に柴田町で保管していた数量なんですけれども、酪農家のほうで保有していたものになります。それで、昨年調査したところ、178ベクレルというような数字でもって、要するに400ベクレルという許容値以下であるので、田畑のほうに還元したというような数字が6.3トンありました。
- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 何か数字が合わないんですけど。
- 〇議長(加藤克明君) 暫時休憩します。

午後3時00分 休 憩

午後3時01分 再 開

- ○議長(加藤克明君) 再開いたします。
  どうぞ。
- O11番(広沢 真君) それでは、混焼の問題について伺います。 その方向で進めてもいいんではないかという理事会の議論ですが、具体的に混焼のやり方な どについては踏み込まれているんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 先ほど総数量を述べました、4,476トンというようなことです。それぞれ各市町で保管している保管量と、それぞれの放射能物質の濃度があります。例えば白石市の場合だと保管量が711トンで1,103ベクレルというような数字であったり、角田市のほうでは685トン、1,228ベクレルというようなことで、数字がそれぞれあります。基本的に焼却した場合、濃度が高くなるわけです。重量の約15倍相当に濃縮されるというようなことがあります。例えば混焼した場合、いずれは最終処分場のほうで焼却灰を処分するわけですけれども、法的には8,000ベクレル以下であれば最終処分場のほうで処分できるというようなことがあります。ただし、白石市長の意見とすれば、その半分の4,000ベクレルで最終処分場のほう

に運びたいというような考えがあります。そうしますと、1日当たり焼却できる量が限定されます。今現在の一般のごみを焼却した場合のベクレルの数値と、あと混焼することによって、 汚染牧草等の焼却によって発生するベクレルを合わせて4,000ベクレル以下にしたいというようなことです。そんなことで、クリアしなければならないいろんな問題があります。というのは、例えば汚染牧草を角田衛生センターで焼却するとなれば、設置市である角田市の市民とか市議会のほうに説明をして了解を得るということになります。

それと、先ほど言いました放射能物質関係の濃度なんですけれども、まだ七ケ宿町、川崎町、丸森町については再測定はしていないんです。平成23年の数値から、例えば今現在の換算値というようなことで、概数の数字もあります。これについては再度ベクレル検査をして、持ち運んでほしいというようなことがあります。

それと、角田衛生センターの焼却能力なんですけれども、非常に今でも一般のごみを焼却するに当たっての焼却能力が落ちているというようなことがあります。となれば、一般のごみを焼却する受け皿を大河原衛生センターで行わなければならないということがあります。そうしますと、大河原衛生センターの構成町である柴田町と大河原町の合意も必要であるというようなことがあります。このような問題というようなことです。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) その際、今話題として出ました角田衛生センターで能力に余るという点で大河原衛生センターに持ってくるという点では、大河原衛生センターでも混焼にするという考え方なんですか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) あくまでも大河原町と柴田町には汚染牧草がございませんので、これは 大河原衛生センターで燃やすのは無理だろうと。町民の理解が得られないというような考え方 が大勢を占めているということで、今のところ角田衛生センターで困っている白石市、角田 市、蔵王町、七ケ宿町、川崎町、丸森町です、4,476トン、これを早目に構成市町では処理し たいという思いがあって、角田市の市長のほうにお願いをしたということでございます。角田 市長のほうについては、やはり我々も牧草を持っているので早目に農家の方々の不安を解消す るためにも実施をしたい。ただ、条件としては角田市の市民、それから議会の了解を得た上で ということが一つと、さっき課長が言ったように最終処分場に灰が行くものですから、今度は 白石市の市民、それから地区の方々、その辺の了解をもらわなければならないという、いろん な条件があります。それを踏まえた上で、今は市町長会議、理事会ではありません、その前の

懇談会なので、今度は正式に理事会に上げて、そして仙南広域として衛生センターでいろんな 条件をクリアして燃やす方向に行かざるを得ないのではないかという意見が大勢を占めている ということです。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番 (広沢 真君) 私自身は混焼について、今提示されている手段の一つではあると思うんですが、燃焼過程で起こる濃縮について不安が拭い去れないというふうに思っているんです。特に日本の原子力学会でたまたま方法が示されていて、1,200度以上の超高温でやる溶融法、それから1,000度程度の加熱でやる高温焼却法、それから600度から800度で低温焼却法という、こういう3つの方法が提示されていまして、ただ稲わらについては高温焼却法か低温焼却法、焼却するんであれば方法が示されているんですが、その際先ほど課長が答弁されたとおり、濃縮が起こって、放射能濃度が高くなります。これは科学者が指摘するところで、それから燃焼温度や条件によっては揮発して飛散するというようなおそれもある。それから、焼却炉上部等に付着して、低温になったときに再度セシウムとして形成されて、しかもここに濃縮されて残るというようなことがあるというふうに思うんですが、その辺の検討などというのは当然これからの議論になるかもしれませんが、今どの程度情報として得ているのかを伺っておきたいんですが。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 先ほど言ったように、平成27年2月6日の市町長会議で、方向性でいいだろうということになりましたので、具体的にどういう燃焼の方法にするかどうかはこれから事務的に詰めなければなりませんが、白石市長は最終処分場の責任者でございます。ですから、8,000ベクレル以下については一般廃棄物として自由に動かせますが、やはりその地区の方々の住民の理解を得なければならないということになりますと、市長の腹づもりで、まだ了解をもらったわけではないんですが、4,000ベクレル、半分以下であれば責任を持って説得したいという腹づもりでおるようでございます。ということは、4,000ベクレル以下の混焼でないとだめだということになりますので、そうすると相当時間をかけて、少しずつ燃やしていかなければならないということになるかと思います。ですから、白石市長も今牧草についてははかっていないところが丸森町、川崎町、七ケ宿町なんです。そうすると、そこから持ってきた相当濃い、例えば極端な話7,999ベクレルのやつを燃やしたらすぐ超えますので、そうじゃなくてはかって、どのぐらいベクレルが、1桁になるのか2桁になるのか、そこを調整しながら、最終的には4,000ベクレル以下でないと私は受けませんと、こういうことになりますの

で、いろんなやり方があると思いますが、最終処分場まで持っていくためには最低限4,000ベクレルを超えた灰が出ないように調整をしていかなければならないという重荷を背負っていると思っております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) 混焼の場合、当然1回に燃やす量が多くなればなるほど濃縮率も高くなるので、ベクレル数も多くなるんですが、そうなると今町長おっしゃったとおり長期間にわたって少しずつ燃やしていかなければならないという状態になると思うんですが、先ほど4,476トンを混焼で処理した場合どれぐらいの時間がかかるのかというのは大体概算しているんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 放射能の濃度によって1日当たりの焼却できる量が決まってきます。試算によりますと、その焼却灰を4,000ベクレル以下にするとなると、1年11カ月というような数字が出てきます。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) 1年11カ月ということで、それなりの期間がかかるということですけれ ども、その間は例えばいろんな自治体から角田市で燃やすなら角田衛生センターに持ち込む際 は、それまでの保管というのはどこか1カ所に保管するとかそういうことではなく、それぞれ の自治体で保管しておいて、焼却する際に持ち込むというような形になるんでしょうか。
- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) 今現在はそれぞれの農家で自己所有地のほうに保管しているというようなことになります。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) その点ではまだデータが出そろっていないという段階のようですので、これ以上細かいところまで言ってもあれなんですが、ぜひ混焼についても不安が払拭できるぐらいの議論をしてほしいというふうに思います。いろいろ調べると、全国で燃焼実験をやっています。環境省の燃焼実験なんかを見ても、4,000ベクレル以下にするためにはどういうふうにどの程度燃やしたらいいかなんていう燃焼実験をやっていますが、その際、例えば今の1年11カ月でしたか、その年月、これは毎日というか稼働日全部燃やしてという意味ですよね。だから、その間蓄積されて濃縮された放射性物質、セシウムなんかがどういうふうに蓄積されているのかなんていうのもきちんと検証しないと、その後例えば開いてみたらえらくたまって、

放射線がいっぱい出ていると。例えば衛生センターの職員が放射線防護服を着ていかなくちゃならないなんていうことにならざるを得ないような事態にもなりかねないと思うので、その辺の検証、特に環境省の場合には燃焼実験3日間ぐらいですから、その3日間でなったものと、1年11カ月燃焼を続けた場合の蓄積のデータとは当然違うと思うので、その部分もぜひ考慮に入れながら、いつかは処理をしなくてはならないもので、それこそ各自治体で、それも各農家が保管しているというのは負担も大きいので、その部分についてはきちんとした議論を、町長も、それから担当課長も念頭に置いて議論を進めていただきたいというふうに思います。これについては進捗状況も見ながら再度お伺いすることもあると思いますが、当面柴田町に対してほかから汚染されたものが持ち込まれるということはないという理解をしていますので、それでいきたいというふうに思います。

では、その都度、例えばこの混焼についてもそれぞれの段階で議論がまとまった段階とか、 あるいは議論の過程なんかも含めて、最近はさまざまな問題、議員全員協議会でも報告されて おりますので、ぜひそういう機会で議論の進捗状況や、それから仙南地域広域行政事務組合と してどういう検証をするのかということなども含めて情報提供していただければというふうに 思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(鎌田和夫君) その都度、状況の変化があれば議員全員協議会等でお知らせを していきたいと思っております。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) わかりました。

では、次の質問に行きます。

乳幼児医療費の、最近は子ども医療費の助成制度の問題です。まず現状を確認したいと思う んですが、例えば今柴田町の助成の段階というのがどの程度の位置にあるのかということでお 伺いしたいんですが、宮城県内で所得制限を設けていない自治体というのはどれぐらいあるん でしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(宮城利郎君) お答え申し上げます。

所得制限を設けていない市町村は、平成27年度の執行分も含めまして現在11市町村ということになっております。

〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。

- O11番(広沢 真君) そうすると、35自治体のうちの11ですから、比率としては結構大きい部分があります。全国的に子ども医療費助成の実施状況というのはどういう状況なのかというのをちょっと比較したいと思うんですが、ちなみに全国の1,742自治体で子ども医療費助成を行っている自治体がどれくらいあるかというデータはありますでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(宮城利郎君) 大変申しわけございません。データのほうはちょっと持ち合わせておりません。
- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- O11番(広沢 真君) では、私の持っているデータでお話ししますが、厚生労働省が乳幼児医 療費に対する援助の実施状況調査というのを行っていまして、2013年4月の段階、2年ぐらい 前になるんですが、だからこれ以上で進捗している場合もありますが、この段階でお話をしま すと、全国の市町村で何らかの子ども医療費助成の制度を行っているのは100%だそうです。 今やもう全国で当たり前の制度になっているということです。ちなみに、今の同データで15歳 になる年度末までの援助を行っている市区町村数は、母数が1,742中831自治体だそうです。こ の831自治体の中に、実は2013年4月ですので、まだ柴田町は現行の基準まで至っていないの で、ここに柴田町も加えれば832以上は15歳の中学校卒業年度まで助成を行っているという現 状があります。逆に、所得制限を行っているところ、行っていないところのデータというの は、全国のデータがないそうですからないと思うんですが、厚生労働省のデータによると、こ れもまた2013年4月の段階ですが、1,742自治体中、所得制限なしは1,349自治体、所得制限あ りは393自治体です。この後の数字でかなり動いていると思いますし、私もSNSのフェイス ブックなんかで全国の議員と交流したりすると、うちの自治体でやったよというような報告が 投稿されますので、恐らくこのデータよりは進んでいるというふうに思いますが、この中で24 自治体は宮城県の自治体ということになります。所得制限を行っているという自治体。393自 治体のうちの24自治体というのは、かなり大きな比率だというふうに思います。現状で、先ほ ど概略的に町長が財政の問題などにも触れられて、なかなか所得制限に踏み込めないようなお 話をされましたが、その原因として町として捉えているのは、詳しく突っ込んでみるとどのよ うに考えておられますか。
- O議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(宮城利郎君) お答え申し上げます。

先ほど町長がお答えしましたとおり、一番はやっぱり財政状況問題かと思います。試算なん

ですけれども、所得制限を撤廃した場合におおよそ2,800万円ぐらいの財政措置が必要じゃないかという試算がされておりますので、一番はそういった財政状況が大きいかと考えております。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番 (広沢 真君) 私も単純に柴田町の財政状況を無視したりするということを言うわけではないんですが、ただ今回宮城県の自治体の中で24自治体が所得制限を行っていることの原因の一つは、町長もご存じですけれどもほぼ間違いなく宮城県の子ども医療費助成の基準の低さです。宮城県は通院が3歳未満、入院が就学前で、しかも所得制限ありというこの基準なんですが、これと同じ基準を持っているのは大阪府で、全国ワースト1です。ですから、ここが大きなネックとなって所得制限を設けている自治体が宮城県内でも多くなっているという気がします。県議会でも何度も取り上げて、乳幼児医療費、子供の医療費の助成制度をもっと拡充せよという議論がなされていますが、頑として首を縦に振らないのが今の県知事だという話を聞いていますが、ただその点を念頭に置きながらも、あと原因としてなかなか困難であるというふうに考えていたのは、この子ども医療費助成制度の中で実際に子供が医療機関がかかるときに、全く手出しがなく、窓口で負担がないのか、それとも一旦払って後から自治体に申請をしてお金をもらうのかという、現物給付というのか、それとも償還払いになっているのかというところが大きいと思うんですが、その制度の中で現物給付になっているところに対しては国からの負担金が減額されてくる。ちょっと中身としては少子化対策を言っている割にはお粗末な制度なんですが、その部分についての影響というのはどうなんでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(宮城利郎君) 子ども医療費助成のほうは償還払いでなく窓口で負担がない、いわゆる今お話しされた現物給付で調整した場合には、国のほうからペナルティーという形であるんですが、その分について県のほうから乳幼児医療費助成事業運営強化補助金ということで、その減額相当分について、例えば平成26年度の補助金額ですと平成25年度が減額相当額として県補助金が約74万円、それから一般会計からの繰入金、ルール分になるわけですけれども、これについても74万1,000円というような形になっております。
- ○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O11番(広沢 真君) その辺も金額としては大きくないですけれども、一定部分の補助はあり つつも、でもまだ財政的に大きく応援されるというところまでは行っていないという現状があ るというふうに思います。

一つ改めて子ども医療費助成制度について考えたいというふうに思うんですが、町長も先ほどのご答弁の中では子育で支援の中でも有効な策の一つだということをお認めになっていましたが、これについて特に世の子育で中の方々がどのように考えておられるのかということ、これについても政府の統計を引いてみたんですが、例えば2013年に内閣府が実施した家族と地域における子育でに関する意識調査で、若い世代で未婚、晩婚がふえている理由の47.4%が「経済的に余裕がないから」で、今後子供を持つ場合の条件について56.4%が「働きながら子育でができる職場環境が必要」というふうに答えているというふうになっています。それから、さらに子育での問題に突っ込んだ形での統計によると、これは2013年の3月に発表された子ども・子育でビジョンに係る点検・評価のための指標調査、これも内閣府です、によると、将来的に子供を持つ、あるいは第2子以上さらに持つと考えたときの不安では、「経済的負担の増加」というのが70.9%と最も大きい。子供がいる人を対象に、子育で全体を通じてかかる経済的な負担は何かというと、その中で「医療費」と回答した方が29.4%、約3割です。そのほかに、ちょっと古くはなりますが2005年に内閣府が実施した少子化社会対策に関する子育で女性の意識調査で、経済的支援措置について望ましいものとして「医療費の無料化」を挙げた女性は45.8%でした。

子ども医療費というのは、ここ数年で大きく広がった制度です。振り返ってみますと、平成17年の6月議会、私が議員になって初めての議会でこの問題について質問したんですが、その当時はなかなかこれ以上進めないというご答弁でしたが、今は積極的に町長が触れるというようなことで、ほぼ当たり前の制度になっているというふうに思うんですが、ただやっぱりこれからの柴田町の発展を考えて、少子化と人口問題を考えた場合に、子育て支援策というのはその中の最も重要なファクターの一つだと思うんです。これが切り札とは言いませんが、だけどやっぱり柴田町に定住を考える際の一助になるというふうになるのは間違いないというふうに思うんですが、今の統計なども含めて考えるとそう私は思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(宮城利郎君) 今お話しされたとおり、まさしく子ども医療費助成の関係につきましては適正な医療の機会の確保、それから子育て家庭の負担の軽減というようなことで進めている事業でございます。ただ、繰り返しで申しわけありませんが、先ほど町長が申し上げましたように、議員のほうからもお話ありましたように、県のほうの助成が通院が3歳未満というようなことでワースト3です。先ほどご紹介いただきましたけれども大阪府以外にも新潟県もワーストというような状況でございますので、今後とも引き続き県のほうに助成の増額を

要望してまいりたいと考えております。以上です。

- 〇議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) 新潟県は基準上は3歳未満、小学校卒業というふうになっているんですが、特定条件があって、少し宮城県と大阪府より緩和されているんです。だから、その分新潟県は入れなかったんですが、いずれにせよ全国最低レベルだというのは間違いないです。その部分で言えば、当然これから宮城県に求めていくというのは県内の自治体として心を合わせてやっていくということが必要だというふうに思うんですが、その点で町長、これからの子育ての重点策の一つとして子ども医療費の問題を考えておられると思いますが、それについて町長であれば知事にも意見することができるんではないかというふうにも思うんですが、いかがお考えでしょうか。
- 〇議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 市町村長会議、それから町村長会議、それから仙南サミット、柴田町長の顔を見ると「また子ども医療費ですか」と知事に言われて、「もう争い事はやめましょう」と最初に防衛線を張られるくらいに言っております。ワースト1ですと言っても、頑としてワースト1でもいいんだというような、直接そういうはっきりした言葉ではないんですが、やむを得ないと、それよりもやることがいっぱいあるというようなご発言でございます。これについては、ずっと広沢議員が私に言っているように私も知事に言っておりますので、これからもあらゆる機会に県の最低、一気にとは言いませんけれども、3歳未満を4歳未満に上げていくと、だんだんだん少しずつ県の財政に影響を及ぼさない範囲内で補助率をふやしてもらいたいという声は上げていきたいというふうに思っております。

ただ、子ども医療費が全て子供の支援策ということではございませんので、柴田町としても抱える別な問題もございます。船岡児童館をつくらなければならない。西住児童館も新しくしなければならない。そのほかに、一番は保育士の3分の1が臨時でしか雇えないということがございます。それから、新たに今回は小規模保育、家庭的保育という新制度に乗っかるときにも、町の一般財源の持ち出しが必要となります。そのほかにも特別支援教育支援員、9人いて褒められておりますが、そうでなくても障がい児の方が大分普通の学校で一緒に勉強したいというと、学校の先生も県で本来やるべきものがやれないものですから、町でというような話になってきかねません。そういうことなので、一般財源、後で地方交付税の面倒のない予算が1億1,360万円、これに2,800万円、所得制限を外してしまいますと経常経費が大分ふえてしまいます。やりたいのは山々でございます。ですけれども、やはり県の支援がないと当面は現行の

ままで柴田町では精いっぱい努力をさせていただいているというふうに思います。ですから、 所得制限が少しずつ段階的に基準を緩やかにできるように、その財源については県も負担して いただけるように粘り強く知事にお話をさせていただきたいというふうに思います。

- O議長(加藤克明君) 再質問どうぞ。
- ○11番(広沢 真君) もう一つの考え方は、例えば2002年の10月から国の制度として3歳未満の子供については窓口負担3割負担から2割負担に軽減されて、さらに2008年からその対象が就学前の子供にまで広がったということがありました。これを国で決断させた背景には、先ほど挙げた全国の子ども医療費助成の実態が、ほとんど全国全ての自治体で当たり前の制度になったということが背景にあるのは間違いないと思うんです。その点で、かたくなな県を動かすという点では、県内の自治体がこぞって所得制限を外していく、あるいは助成の基準をどんどん上げていって、県ももう決断するしかないというところまで実質を持って追い詰めていくということも必要じゃないかというふうに思います。その点については、ここで話をすると水かけ論になりかねないので、ぜひその辺も考慮してほしいということを今回はまとめというか要望として上げておきます。

それと、この間町長も何度も発言されている18歳までの医療費助成制度の拡充です。これも 先ほどのデータによると2013年4月の時点で全国でやっているところは、中学校卒業以上だか ら18歳までとは限りませんが、統計の仕方が中学校卒業以上だから、柴田町の基準以上となっ ているのが2013年4月で通院が157自治体、入院が166自治体というふうになっています。これ もまたその後数字については減ることはなく、ふえているということがありますので、その部 分も含めてぜひこれからの施策の中でご考慮いただいて、特に町の総合計画で言う人口をこれ からも確保する、ふやしていくという点での一助としての役割をぜひこの制度で発揮させてい ただきたいということを最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

**○議長(加藤克明君)** これにて11番広沢真君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時32分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成27年3月10日

議長

署名議員 番

署名議員 番